

第五十八回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十三号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 浦野 幸男君

理事 藤尾 正行君

理事 受田 新吉君

阿部 喜元君

荒松清十郎君

桂木 鉄夫君

坂本三十次君

野呂 恭一君

武部 文君

浜田 光人君

鈴切 康雄君

出席国務大臣

国務大臣 田中 龍夫君
総理府総務長 官

出席政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務局長 尾崎 朝夷君
給与局長 矢倉 一郎君
総理府恩給局長 加藤 泰守君
総理府特別地域連絡局参事官 岩尾 一君
経済企画庁長官 官房長

大蔵省主計局給与課長 津吉 伊定君
自治大臣官房参事官 皆川 迪夫君
専門員 茨木 純一君

委員外の出席者

大蔵省主計局給与課長 津吉 伊定君
自治大臣官房参事官 皆川 迪夫君
専門員 茨木 純一君

四月十六日

委員江崎真澄君及び藤波孝生君及び鈴切康雄君

第一類第一号

内閣委員会議録第十三号 昭和四十三年四月十六日

辞任につき、その補欠として阿部喜元君及び坂本三十次君及び渡部一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員阿部喜元君及び坂本三十次君辞任につき、その補欠として江崎真澄君及び藤波孝生君が議長の名で委員に選任された。

四月十六日

旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者等に対する見舞金の支給に関する法律案(岡田利春君外十一名提出、衆法第二二二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。伊藤惣助九君。

○伊藤(惣)委員 先日、小笠原の返還協定が調印されました。沖繩特別委員会において小笠原の暫定措置法等の審議が始まるわけですが、この措置法をめぐり、また政府においては旧島民の意識調査をやっているように伺っております。そこで、おそらくは今国会で承認され、そして実際の返還が六月ごろになるのではないかと、いうふうにいわれておりますが、その返還の見通しについて

大臣からはっきり伺っておきたいと思ひます。

○田中(務)大臣 御案内のとおり、われわれのほうの返還に關する具体的な措置と申しますものは、外交交渉が前提に相なりますので、外務省の關係が、協定が調印されましたら直ちに暫定法の御審議をいただくようになるわけでございます。その中におきましていろいろと島民の現在おります者あるいはまた帰還を希望いたします者、そういうふうな意識調査の結果に基づき具体的な応急措置をやつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。暫定措置のほうの御審議は協定調印後にお願いをいたしまして、発効と同時に成立いたすように準備をいたしております。

○伊藤(惣)委員 返還協定は調印されたわけですが、現在審議中なわけですね。ですからわれわれとしては、おそらく今国会中にこれが承認され、批准後一カ月というものが協定の中にございまして、六月ごろだろうと、こうめどをつけているわけですね。そのとおり間違いないかどうかということですね。

○田中(務)大臣 そのとおりでございます。

○伊藤(惣)委員 政府は一月の下旬に第一回調査団を派遣したわけでありましたが、先日その調査団の状況報告についてはいづゆる小笠原の調査団長である守谷さんから報告がございました。私はその報告を聞きまして、確かに実態はさうであるから、次に第二次調査団もしくはそれにかわる技術専門家を派遣すべきではないか、このように主張してきたわけでありまして、聞くところによりまして、各個にそれぞれの専門家が行動しておる、このように伺ったわけですね。その状況について伺っておきたいと思ひます。

○田中(務)大臣 ただいまお説のとおりに総合的な調査団を終わりました。今度は各省のおの専

門、専門に従ひまして調査をいたしておるわけでございます。なお、さらに詳細なことにつきましては担当官から御説明いたさせましょう。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

いま長官からお話がありましたように、総合的な調査団が派遣されましたから、その後われわれがとっております措置といたしましては、三月三十日に氣象關係の専門家、その他無線關係等、それから四月九日に水産關係の専門家三名、それから四月十三日に農業關係が四名、郵便關係二名、水道、医療、教育等八名その他計十八名、この中には東京都の方ももちろん入っております。十三日にはその十八名を派遣いたしました。今後、四月二十二日にやはり氣象關係、航路標識關係、空港關係、無線關係、水産、道路、港灣、教育關係等加えて十七名、もちろん東京都の職員も入っております。その十七名を派遣する予定でございます。さらに、今後、必要に応じて、専門的な調査をするために専門家を派遣する予定になっております。総合的な調査団というものを派遣するかどうかにつきましては、さしあたって返還まではその意図はございません。今後復興の問題にからめて、そういうことが必要になれば派遣する方向で考えてまいりたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 ただいま伺いましたが、この第二次調査団ともいふべき、各部門における専門家の派遣は、旧島民にとっては非常に注目していることであります。それが終わった後に政府は政策を打ち出すのだからと思ひますが、いつごろ完了する予定でやっているのか、そのめどを伺つておきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 ただいま派遣しております専門家の方々の報告に基づきまして、返還の実現直後にわれわれがやらなくてはならない措置をとるという方向でございます。

○伊藤(徳)委員 そうしますと、先ほど大臣から、六月ごろ実質返還になると言われた。したがって、六月くらいまでは専門家の調査を終わりたい、こういう考え方でございますか。

○加藤(泰)政府委員 大体そのように考えております。

○伊藤(徳)委員 次に、本土に住む旧島民の意識調査について質問したいと思ひます。

私も、小笠原に行つてまいりました。父島さらに母島、硫黄島等と調査してまいりましたが、旧島民は、話には聞いておるけれども、ニュースでは見ておるけれども、はたして、どのような実態なのか、非常に不安がつております。さらに、最も大きなことは、政府がどのような措置を講じてくれるのかということであります。

そこで、意識調査についていろいろ批判の声が出ております。その一つは、ジャングルのようなあの島に帰つて、私たちは現在ですら食うのにいっばいだけれども、政府がどのような援助をしてくれるのか——たとえば、母島に住んでおつた旧島民は、現在でも八丈島あたりで農業をやつてゐるけれども、帰つた場合の住宅の問題は政府はどうするんだらうとか、または農業開発については少なくとも三年以上かかる、その間の生活の保障はどのように考えてくれるのだらうとか、数えていけばたくさんございます。そういう点で伺いたいわけでありまして、旧島民の意識調査をするときに、ある程度政府としての施策というものを、こういう計画でいきたい、こういう構想でいきたいということを島民は聞きたがつてゐるわけですから、そのことについての政府の考え方を伺つておきたい。

○加藤(泰)政府委員 旧島民の意識調査をする段階におきましては、まだ具体的な施策はできていないわけでございます。その意識調査の結果に基づきまして、どの程度の復興計画を立てたいのかということもきまると思ひます。そういう意味で意識調査を基礎にして今後の計画を立てていきたい、そういうふうに考えております。

○伊藤(徳)委員 そこが少し問題になるところだと思ふのですが、それでは、具体的に一つ一つ伺つて、大臣から、また担当官から基本的な姿勢だけ伺つておきたいと思ひます。

たとえば、小笠原はほとんど農業あるいは漁業くらいしかない、こういわれておられますが、特に漁業関係者については、返還がきまつてさらに島に合はないうというので、現在すでに漁業組合をつくり、現地の住民と打ち合せて自発的にいろいろやつておられます。そしてまた、いろいろな要望を政府に要求してゐるわけですから、その観点から考へてみますと、旧島民の、特に漁業関係者に対する施策といひますか、対策についてどの程度まで考へておられますか、伺いたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 水産業関係者に対する施策につきましましては、水産庁が現在検討してゐるはずでございます。われわれといひましては、水産庁と協力してそれを具体的にやつていきたいと思つておられますが、さしあたって、われわれが今度の法律案の中で考へていかなければならぬと思つておられますのは、やはり、この資源を確保するといひますか、少なくとも旧島民、それから現島民の方々に優先的にそういう漁業の資源を確保していく道を講じたいということ考へておられます。その点につきましましては、相当具体的にいろいろ検討しております。その資源を一応確保した上で、それではどういふふうな生産手段を講ずるかという点にならうかと思ふのでありますが、その点につきましましては、水産庁で融資その他の道を考へてくれるはずであります。

その次に問題になりますのは、とつた魚をどういふふうな運搬するかということにならうかと思ひます。その点につきましましては、水産庁の職員が現在向こうへ行つておられます、協同組合の設立等についてもいろいろ指導をいたしておられます。その協同組合の機能としては、冷蔵等のことも考へていけると思ひますし、また、運搬につきましましては、いろいろ今後問題がございますけれども、

も、施策としては、できるだけ本土に運搬ができるように、これは東京都及び水産庁でいろいろ検討してくれてゐるはずであります。

ですから、そういう補償も含めて援助していくのかということ、非常に大事な一つのポイントになると思ふのです。その点の考え方を大臣に伺つておきたいと思ひます。

○伊藤(徳)委員 そうしますと、水産庁と東京都、そして漁業関係者が、積極的に——航路の問題とか、協同加工場といひますか、冷凍工場とか、そういう一連の施設が漁業にとつては必要なわけでありまうが、そういうことを一切政府のほうで強力にバックアップするということ政府は考へてゐるわけでございますか。

○田中(国務大臣) おっしゃるとおり、たいへんその点が問題であると思ふのです。それで、暫定法におきましては一応筋を立てますが、今後のそういうふうな小笠原に対しての業態別の特別保護の問題は、結局小笠原開発振興法といひますか、復興法といひますか、そういうものでなければならぬ。その軌道は敷けないと思ふのですけれども、しかしそれにしても、漁業関係の方々がお歸りになるときに、一応のいろいろな先行投資といひものは、これがなかつたら帰るうにも帰れないといふことになるわけですから、その先行投資の度合いいかんによつてはまた帰る方がふえたりもするといふようなことでございまして、いまのお話の点は非常に重要な問題だと心得ております。たとえば、いま離島振興法とか、それに準じた特段の高率補助規定を立法するとかなんとかといふふうなことになるかと、これはやはり復興法に譲つていかなければならぬものと思つておりますが、われわれとしましては、一応のめどを立てまして、暫定的な先行投資をこの暫定法では考へなくちやならぬ、かように考へております。

○伊藤(徳)委員 はつきり御返事を聞けないわけですが、これは非常にむづかしい問題です。しかし、考へてみれば、できないならできない、できるならできると、こういう基本姿勢だけは伺つておきたいと思ひます。というところは、現在本土においてもゆうゆうとやつておる人もおられます。それが、帰つたためにまた五年、十年と苦勞するのなら、帰らないほうがいい、こういう方が非常に私たちの調査によれば多いわけですから、したがつて、政府の基本的態度、姿勢を非常に気にしてゐるわけですから、

それに関連しまして、今度は農業についてありますが、農業の場合、漁業とはちよつと性格が違ひまして、農業のほうは漁船とかさういふも

も、施設としては、できるだけ本土に運搬ができるように、これは東京都及び水産庁でいろいろ検討してくれてゐるはずであります。

また、さうじゃない、あくまでも小笠原は、考へてみればそれは戦争の犠牲になつた人たちなん

ので最初お金はいらない。ただ、住む住宅の問題と、それから、三年ないし五年間ぐらいの、いわゆる農地を開墾していく期間があるわけです。その間の生活保障を政府としては考えているのか、その基本的な態度について、大臣から伺っておきたいと思ひます。

○田中閣務大臣 現地に参りました担当官のほうがお金という点については存じますが、考え方問題でございまして、お答えいたしますが、まず耕地の問題がございまして、この耕作権をいかにするかという問題が現在の島民と競合しておる面にはございまして、またそうでないジャンダルになっております地帯の開墾等につきましては、また別途な考え方がございまして、それからもう一つは、農業関係の基礎でございまして、戦前におきましては、いわゆる小笠原の非常に温暖な気候を利用しての季節的なトマトや何かの栽培というものは、これからの農業ではもうちょっと無理なんじゃないか。それからもう一つ、病虫害が非常に多いところから、内地に持つてくるという場合の検査や何かの問題がございまして、それからそれに先行する天敵なんかの問題もいろいろございまして、そういうことで、農業というものが非常に簡単にはなかなか再開できないのじゃないか。それから現地に相当な人数の人がふえますれば、現地需要というものを考えられますが、本土を中心とした市場生産ということになりますと、これはなかなかむずかしい、そういうふうなこともございまして、特にまた耕作権の権利関係等々もございまして、農業の問題は特に慎重に考えたい、かように考えております。

○伊藤(總)委員 その点、基本的な姿勢なんですね。私は予算の額を聞いてはいるわけじゃない、たまたま農業関係については応援する、また生活の保障も、政府としてはその点保障する、これは予算の額という量的な問題はまた別でございまして、そういう基本姿勢が私は知りたいわけなんです。たとえば幾らでも帰りたい者は全部受け入

れる、こういう場合と、予算は少ないし、あの島は小さいのだから、こういう計画で、この程度しか受け入れない計画だ、この二つの見方があると思うのです。だから、政府としてはその場合、いわゆる基本的な態度、姿勢というものをどちらに置いて考えているのか、それを伺っておきたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 農業の問題につきまして、いま長官がおっしゃった点を補足させていただきますと、農林省では農地法の施行の一環といたしまして、入植、開墾のためのいろいろな措置がとられていくわけでございまして。そういうものを今度の小笠原の復興にからんでどういうふうな適用していくか、あるいはさらにそれ以上の補助をしていくかという問題は、復興法の段階で十分検討したいと思ひますけれども、一面、いま申し上げましたように、農林省で所管している農地法の関係の入植関係の措置も一つの参考になるのじゃないかというふうなことを考えております。

○伊藤(總)委員 大臣は空から調査なさって、実際に参らないようですから、あまりわからないかも知れませんが、私はこの目で見てきたわけですね。非常にたいへんなところなんですね。ですから政府としては、いろいろな関係があつてたいへんだから、予算はこれしか組めない、しかも島は、全部集めたって伊豆の大島よりもちょっと大きいくらいなんだから、あまり人は行けない、だから、基本的には、たとえば農業をする者については、開発するその二年なり三年なりは保障するといふ基本的な態度はある、さらに漁業についてはある程度政府としても応援してあげる、でもそれにはいろいろ条件と、しかもまた島の広さから見て制限するぞ、こういうのか、帰ったかたたら全部帰ってもいい、そのかわり予算のほうはある程度だめだというのか、これは非常に大事な問題なんですよ。これをはっきりしてもらわないと、大臣、旧島民は現在、たとえばこういう人がいるのです。現在本土で漁業に従事しておる人もおりますし、建築屋さんをやっている人もおりますし、それから自分はこれから家を建てたい、または仕事をやっていると、でも、返還がきまつた、仕事をやめて帰りたいという気持ちと、しかも政府のほうでそれがあまいなために、そのままた何となく事業が中途はんばになっておる人も多くいるわけですよ。そういう点で、予算の額じゃなく、いま参事官からお話がありましたように、確かにその後のことについては、復興法について詳しく島民のプログラムをつくることはわかつております。その前の政府の基本姿勢が非常にあいまいだというわけですよ。たとえば小笠原の暫定措置法というのは、現在四十四世帯、二百七十七人の住むあの欧米系原住民に対して、一つは日本に戻つたら、すぐに法律的に保護するような措置法ですよ。しかし、旧島民に対して返還——いま急に始まつたことじゃない。去年の十一月の共同声明以来返還がきまつて、いままで来たわけですよ。旧島民はいろいろな夢や希望を持っているわけですよ。そして早く政府の調査団の結果を聞きたい、政府のいづゆる担当大臣の意見を聞きたい。この間、たまたまある新聞に自治省の復興計画が出ました。自治大臣に伺つたところが、あれは新聞社がかつてに書いたんだ、全然いま白紙である。私はあれを見まして、まああれのとおりだといへん、だと思ひますけれども、しかし島民が心配しているんだから、前向きでそういうプログラムなり、また復興計画なり、ある程度の基本姿勢というのを政府は示すべきじゃないか。いままで何回も取り上げてまいりましたけれども、まだ大臣から出ていないわけですよ。聞くところによると、総理府は総合調整するところなんです。だから、これは自治省がやるんだ、どこがやるんだというのでなくして、もし旧島民がそういうふうなことで迷つていられるのであれば、自治省に対して早く出しなさい、さらに旧島民に対しては、そんな条件ではだめだというふうな基本姿勢というものを大臣から伺つておきたい、こう思うわけですよ。

○田中閣務大臣 まあ現在のところでは、ほんとにジャンダルになつたたいへんなところでは、

いまして、そこには原住民と現在住まつてゐる人と島民を希望する人がある。そこで、いまの暫定的な措置にいたしましたけれども、やはりおっしゃる通りに、あるべき一つの方向というものに従つての当面の暫定措置でなければならぬので、単に暫定措置だからといって無計画にやることは一番慎まなければならぬと考えております。そこで私も、若干の時日のおくれはあるかもしれないけれども、その辺をよく詳細に考えまして、そうしてあとあとと乱脈にならないように、あとあとときちんとした計画性を持った開発といひますか、復興になるようにしていきたい。まあ拙速をたつとぶ場合もありますけれども、何でもいゝから一々許して、かつては島民をさせるといつたようなことだと、あとあといろいろ問題が起つたり紛争が起つたりするでございまして、計画的な権利関係なんかもよく調べまして、計画的な第一歩を踏み出したい、こういうふうな考えております。

○伊藤(總)委員 もう一つ伺つておきたいのが、ほとんど島の八〇％近くは国有地であるといふふうに言われておりますが、しかし島によつては、たとえば母島のすぐそばにある磐島なんというのは、非常に全島農耕地に向く土地なんですね。しかもそれが現在国有地になつております。非常に、農業に従事する人から見れば開放してもらいたい土地なんですね。その国有地の開放について、大臣どのように考えていらつしやいますか。

○加藤(泰)政府委員 復興計画を立てる段階で十分検討していかなければならないと思ひますが、自然条件といたしまして、あの島はちよつと水が不足しているような報告でございまして、はたして普通のいろいろな農業が適当かどうか、これはちよつといふ段階ではわかりかねます。まあ畜産あたりに使うならば、あるいはいいのかもしれないけれども、そういう意味で、もし十分利用価値があるならば、復興計画の段階でそれを取り入れるように考えていきたいと思ひます。

○田中閣務大臣 復興計画を立てる段階で十分検討していかなければならないと思ひますが、自然条件といたしまして、あの島はちよつと水が不足しているような報告でございまして、はたして普通のいろいろな農業が適当かどうか、これはちよつといふ段階ではわかりかねます。まあ畜産あたりに使うならば、あるいはいいのかもしれないけれども、そういう意味で、もし十分利用価値があるならば、復興計画の段階でそれを取り入れるように考えていきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 昔は非常にいい場所は、旧島民が使ってたわけですよ、かつてに。だから実際の昔も使われてたから今度も使われてもらいたい。しかし、ただ借りるのもなんだから、国有地を開放してもらいたい、こういう旧島民の声もあるわけであります。確かに伊島は、前は牧場などに使われておったそうす。農耕地というよりも牧場に使用されておったそうす。だからそういうような国有地を開放するのかもしれないかということです。

○加藤(泰)政府委員 御承知のように、小笠原の復興を考えます場合に、小笠原の島は、いわゆる耕作に適するところがあるが非常に少ないわけがございますので、耕作に適するようないは放牧に適するようない土地がございますれば、その点はできるだけ計画に入れて利用していくようにしたい。いままでこの島は、御報告によりますれば現実には放牧に利用されていたようでございますので、大体そういうことになるのではないかと思ひます。

○伊藤(惣)委員 じゃ硫黄島について伺っておきますが、いままでの硫黄島の開発計画ですと、防衛庁が使うというところしか言われておりません。現在米空軍、沿岸警備隊、少し海軍がおりますけれども、そのあとをそっくり自衛隊が引き継ぐ。またあの島は、非常に不発弾も多いし、また万余の遺骨もあるし、あそここの島を開発するのに見通しがつかない。やるならば戦後公園ぐらいを考えたおる、このように言われておるわけす。現在のままだと、このように言いますと、自衛隊だけの島になつてしまふわけす。何といつても、旧島民は、特に硫黄島から引き揚げてきた約千名の旧島民は、やはり硫黄島に帰りたい、こういう考え方を持っております。しかしその島と違つて、いまも言いましたように、不発弾がものすごくあるというところす。日本人の遺骨もそのままだとあるとおると言われておるわけす。これは早急に不発弾処理と遺骨の収集をしなければならぬと思うのです。できるならば、現在技術専門の調査団が

行っているわけですから、それと並行して、遺骨の収集もやるべきじゃないかと思うわけす。その点の大臣の見解をお伺ひしたい。

○田中(國)大臣 硫黄島には私も参りまして現地を見てまいりましたが、旧市街地なんかというものは完全なジャングルになっております。同時に、非常に不発弾が多いことは、ただいまお説のとおりでございます。あそこをどういうふうな開発していくか。まあおいでになつたと存じますが、摺鉢山から見ました硫黄島というのは、もし土壌の関係さえよければ、非常に農耕地に適したようなフラットなものでございますから、いいようにも思うのでございますが、しかしこの開発計画につきましましては、十分にそういうふうなことも念頭に置きまして今後計画を立ててまいりたい、かように考えております。

○伊藤(惣)委員 遺骨の収集をまず第一にやるべきじゃないかと思ひます。そうして不発弾を処理して、その後にはどうするかという問題が出てくると思うのです。その点の考えがあるかどうか伺つておきます。

○田中(國)大臣 もちろん御遺骨の収集というものは一番先にやらなくちゃならないことだと思ひます。しかしながらこれととも、口では申しますけれども、たいへんなことだろうと突は考えられます。

○伊藤(惣)委員 そこで伺ひたいのですが、硫黄島に住んでおった旧島民の一部には、もし硫黄島が開発がおくれるならば、一たん母島か父島に行きたい、こういう考え方も持っております。そういう点についてどのように考えておりますか。

○加藤(泰)政府委員 いま大臣のおっしゃいましたように、遺骨の収集それから不発弾の処理等には多少時間がかかると思ひますので、もちろん硫黄島に人が住めるようになる時間というものがございす。それまでの時間はどうしてもございすので、やはりわれわれといたしましては、父島をまず開発の根拠地的に利用する必要があるのじゃないかというふうに考えております。したがつ

て、父島にまず国として開発の第一歩を踏み出して、それから母島、硫黄島ということになろうかと思ひます。そういうふうな計画的に進めていきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 父島、母島、硫黄島とだんだん開発していくということでありますが、現実にはむしろ私が見た目では、農業開発をする場合には母島にたとえベースキャンプをやつて開発したほうが早いと思ひます。父島のはうはほんとうにジャングル化しておりますけれども、母島のはうは現在ですら砂糖キビだとかオレンジだとか、また段々畑になつており、非常に荒れてはおりますけれども、開発については父島よりは早く可能である、私はそういうふうに見てきております。その点について担当官から……

○加藤(泰)政府委員 母島に確かに農耕地が相当多いという調査報告もございす。ただ何といたしまして、人が住むためには食糧の運搬その他の問題がございす。ところが、現在使える港といたしましては父島の二見港だけでございすので、やはり第一歩といたしましては父島にまず根拠を置くべきであらうというふうに考えます。おっしゃる通りに、母島につきまして農耕地——特に農業を中心に考えますれば母島に相当早く開発の手を伸ばさなければならぬと思つておりますが、いま申し上げましたような意味で、食糧の確保の問題がございす。そういうような点を考慮して、先ほどそのようなことを申し上げたのでございす。できるだけ早く母島につきしても開発を進めてまいりたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 母島には北港がありますね。それから、いまもお話にありました、父島を拠点にしてまず父島を開発すると申しましたが、いづれにしても現在欧米系住民の住んでいる家を借りるわけじゃないわけす。ですから、やはりキャンプみたいなものをやるわけすね。であるならば、母島でやつてもこれは同じわけす。三十トンの船でししたら北港にもいまでもつけるわ

けですし、父島を大きな船の拠点としたならば、また三十トンの船で四十トンの船でどどん母島に行つて開発を同時にしたほうがいいのではないかと私は思ひます。そのことを私は要望しておきます。

時間の関係上進みますが、現在総理府に小笠原準備室という名前前で総合調整をやつておるのには聞いておりますが、総理府が総合調整するのには聞いただけけれども、何をやるにしても各省がばらばらという形でなくて、仮称でもいいから小笠原開発協議会または復興協議会、名称は何でもいいと思ひます。小笠原準備室というふうな、いつまでもそんな名前であつて、そういうちゃんとした名前をもつて、そして総合調整するのならうけつこうですから、積極的に各省に対して具体的な指示をするなり処置をとるなり、そういうふうな行き方を強力にしたい、こう思ひます。

○田中(國)大臣 名称が協議会になりましようとも、対策本部になりましようとも、また準備室になりましようとも、その名称は別といたしまして、御趣旨の線でもみな非常に張り切つて努力いたしておられますから、その点はどうぞ御安心いだきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 次に問題になる点はいわゆる復興法のことでございす。

この次の国会には必ず出でまいと思ひますが、その復興法の作成にあつては自治省が担当になると思ひます。その基本的な考え方では、一つは、先ほど言いましたように、離島振興法との関係、かね合ひを見て組んでいくのか、また戦争の犠牲者だという観点からそれもあると考へていくのか、それによつて予算規模がきまつていくと思ひます。その点についての基本的な考え方を伺つておきたい。

○田中(國)大臣 離島振興のお話も出ましたけれども、むしろ復興法の場合は奄美大島の前列に従ひました振興法的なものになると存じます。(伊藤(惣)委員「あれは低いんだ。」と呼ぶ)いま

ちよつとそれを尋ねたのでございませうけれども、いまのいろんな補助率その他が高率補助がどう適用になるか、まだ私は詳細に知っておりませんが、何しろ小笠原の場合は奄美大島と比べてみますと、もつと条件が悪いので、よほど助成その他のことも考えなければならぬと思います。

○伊藤(憲)委員 前に自治省がつくった小笠原復興計画は、調べていきますと、どうも奄美方式というものを参考にしているように思えたわけですが、それは非常に低い、百五十億くらいです。最初東京府知事は五百億、こう見積もったわけですが、ところが自治省とされるあの復興計画は百五十億で、しかもそれが五年ないし十年間という長期にわたる予算措置である、こういうふうにいわれておるわけです。しかも帰る人間を約二千人に限定してやるのですから、こんな、予算が非常に少なく長期的なプランには、旧島民はものすごく反対するわけです。ですから、できるならばい

わゆる戦争犠牲者というものを離島振興法にプラスして、しかも長期ではなくて短期に、少なくとも三年くらいは旧島民全員が帰島できるように処置、そして私は五百億としても決して高くないと思うのです。美濃部さんのおっしゃるそういう額を政府が考えているかどうか、その点を伺っておきたい。

○田中(憲)大臣 奄美方式なるものが御不満のようでごさいますけれども、一応あるべき考え方として、それはそういうふうなことになるのではないかと、その中に盛り込まれたいと思つて、これまたそのときになって考えられると思ふのであります。

それから、どのくらいの経費が一体妥当なんであらうかということになりますと、これは多に越したことはない。また先行投資としても、十分な港灣ができ道路ができ、あるいはまた中間的な畑作についての仮開墾くらいまで国のほうの責任でやっておくならば、これまた帰島する方も量的にも非常に伸びるだらうと思ひますが、その先行

投資の度合いによつては、とてもまだ帰れないというふうなことになるわけですが、同時に、非常にむづかしいところではあります。同時に、また小笠原というものの投資効果、国全体の視野から見た場合のいわゆる経済効果、国民的な一つの視野から見た判断というものはまたおのずから出てくるわけではあります。この復興法の問題は、まだいさかやうに考えておられますが、暫定法という問題が非常にふくまうとして、それを暫定法にどういうふうにして盛り込むかということが問題のときでございませう。暫定法で一応目安をつけまして、さらに復興法はゆつくりと考へて、真剣に取組んでいかなければならぬ、こういうふうな考へます。

○伊藤(憲)委員 旧島民が最も心配している、また望んでいることは、小笠原復興法によつて明らかにされることである。これはもういふおそくなりそうですが、どうか計画だけは早く出していただきたい。さらにどうも奄美方式を踏襲するように考へられますけれども、それは政府の施策としてやむを得ないかもしれない。しかし、確かに戦争の犠牲者で、政府の命令によつて引き揚げ、さらに政府のいろいろな命令によつてかゝつてに、あつちへ行けこつちへ行けと言はれてきて、非常に長い間苦しんできたのが小笠原島民である、このように言はれておるわけですが、したがつて、どうか政府はそういう意味も含めて積極的な復興計画についても早く、また予算措置についても旧島民が納得できるように予算措置を講じてもらいたいと思ふのです。大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○田中(憲)大臣 御希望はよくわかつておりますので、全く同感に思ひます。

○伊藤(憲)委員 以上で終わりますが、どうか自治省、関係各省に對してもそのことを促進していただくやうな要望して終わります。

○受田(憲)委員 関連して、いま伊藤さんの提案された小笠原関係のうち一つだけ、先日やろうと思つてやめた問題がありますので、一問だけお尋

ねをいたします。

小笠原返還に伴う大事な国民の関心事は、観光開発あるいは水産業、いろいろと小笠原自体に対する期待があるわけではあります。ところが、それに関連して小笠原をいち早く開発するためには、少なくとも航空機の発達した現在、小笠原一帯に飛行場を整備されなければならないという問題があります。これは運輸省、防衛庁、両担当国務大臣の御所管ではありますので、総務長官としてその調整の責任者でありますので、小笠原全体の問題として空港の認識をどの程度総務長官はお持ちになつておられるか。硫黄島の飛行場はかつて米軍がわがやうといふ英霊の尊体をおられる、その飛行場の地下に埋没したまで飛行場を敷設したといううわさも飛んでおる。たゞさの方々が、あの島を死守したといふ英霊が眠つておられる、その遺体の上に路面が敷かれておるといふうわさまで流れているわけですが、路面を掘ると下から遺体、遺骨が掘り出されるのではないかと、小笠原島民、小笠原の島民、この硫黄島の飛行場はわれわれにとつては涙とともに敷かれた、わが国から見た場合に悲劇の飛行場である。その飛行場をそのままに米軍から防衛庁が引き受けるという連絡を総務長官は受けておられるのかどうか。同時に民間飛行の発達した今日、父島、母島等に飛行場を敷くほどの余地が豊かにあるとは思ひません。したがつて、やはり硫黄島の飛行場はそこを改良して、軍と自衛隊と同時に民間飛行機が自由に発着できるように規模にこれを整備しなければならぬと私は思つておるのであります。現に、軍と民間航空とあわせ用いている飛行場には板付の飛行場のやうな例もあるわけでありまして、あそこで狭い土地を最高に生かすために、しかも航空機の発着が小笠原の開発に基本的な影響を与えるという意味から言つたならば、飛行場をどういうふうな用意されようとしておられるか、自衛隊とさらに民間航空との調整を総務長官としてこれはおやりにならないと思つておるのであります。なわ張り

り争いをする運輸省と防衛庁との対立抗争をさけて田中総務長官の円満な人柄で、小笠原返還に伴う最も主要な任務を持つておられる田中総務大臣からこの空港問題を御答弁願ひたいと思ひます。

○田中(憲)大臣 私どものほうにおきましては、ただいまお話しのごさいますように、小笠原を持ちます以上は、その連絡は何と申しまして航空機でございませう。さうな関係から、たとえ自衛隊が使用するようになりまして、民間航空と共同使用という方針で話を進めております。

○受田(憲)委員 はつきりした方針をお持ちのようでごさいますから私は懸念いたしませんけれども、軍と民間との共同使用の場合にはいろいろと秘密保持とかやつかい問題も起こってくる、しかし、小笠原に関する限りは、そこを自衛隊のほうもはつきり割り切つて、久しく恵まれた地域でふるさとをしのびながら苦勞された人々、及び小笠原を拠点にして祖國の発展に貢献しようという熱意を持った皆さんに報いるためには、自衛隊の従来の制約などは思い切つて押しのけて、民間の航空機の発着が自由にできるように、またそれを置かれる場所も、硫黄島が場所としてはいま既設の飛行場もあるのに非常にいいと思ひますが、父島、母島その他にも小笠原、ヘリ等を幾つも置くようなところをあわせて考へておられるのかどうか、これも御答弁を願つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○加藤(憲)政府委員 父島、母島に飛行場をつくるのに適する土地があるかどうかという点は検討中ではあります。昔、父島に軍の飛行場がありまして現在では八百メートル程度の状態でございます。この飛行場とがその程度でございます。これをいまの飛行場の発着というにはちよつと無理ではないかという気がいたします。そういうふうなことから飛行場がつくれるかどうか、非常にむづかしい問題があるように考へるわけですが、水上機は二、三湾に十分着水できますので、方法といたしましては水上機の活用というふうなことも考へられるのではないかと、このように考へてお

り。其の

○受田委員 質問を終わります。

○三池委員長 大出俊君

○大出委員 経済企画庁の岩尾さんお見えになっておられますね。人事院の総裁まだお見えになりませんが、やがてこちらにおいになる予定に

そこで、どうも気になりますのは、宮澤さんの宮澤構想なるものが出されまして、これは本会議にも宮澤さんは何べんか答弁をしておりますし、この席でも前に私が何べんか質問したことがあるのでありますが、それが政府の財政政策一般にからんでいるわけであります。したがって、単なる構想だと、こういうことにはなっておりますけれども、私は現在生きているという感じがいたたけます。そこで経済企画庁の側で、宮澤構想というのは具体的にどういう点に生かされているか、あるいは生かされようとしているかというふうな点、そういうった角度から、現在宮澤構想というののほうになっているのかということは大ざっぱでけっこうですけれども、お答えをいただきたいと思います。

○岩尾政府委員 昨年の秋に提言されました宮澤構想、これはあくまでも宮澤長官の私的な見解でございまして、実際上役所がそういう提言を政府内でしたということではございません。そこでいま御質問にございましたように、実際上の政府の

施策、特に四十三年度予算編成に際しましてどう
いうふうな提言がいられておるだろうかという
お話でございますが、これは非常に主観になるか
もわかりませんが、私らとしては宮澤構
想というのは柱が二つあると思つておるのでござ
います。

一つは、予算の硬直化その他いろいろなことがいわれておりますので、そういった硬直化を是正するためにある程度、従来の制度、慣行等によりまして毎年年中行事的に、たとえば米価あるいは公務員給与というふうに補正予算が組まれておるといふのを一度断ち切る必要があるのではないかと。断ち切った間にそういった制度、慣行について根本的な検討をやっていたら、四十四年度からは新しい方向で進めるようにすべきではないかと、これが第一点でございます。それから第二点は、現在の財政の体質からいまして、ちょうど四十年の不況の際に、公債と減税という二つの方策によりましてあの不況を乗り切ったわけでございますけれども、現在ではやはり減税と公債というのが大きき財政上の負担になっております。そこで、本来の財政体質というものを改善するためには何か手段がないだろうか。これにはやはり財政支出というものが、国民の税金は正しく使われておるといふ概念で理解できるような効率的な歳出を行なう必要があるのではないだろうか。そこでこれは例示でございますけれども、いろいろなことを申し上げて、かりにこういうことをやったらもう少し効率的な財政支出ができるのじゃないだろうか、そういうことによって出てきた財源というもので公債を減らして財政の体質を正す、こういう二点が実は構想の柱であつたわけでございます。

そこで、第一につきましては、これは予算のほうでは総合予算主義ということ、予算編成の際にあらゆる経費について年間どれくらい必要であるかということをあらかじめ見当をつけて、そうして互いに編成する際に、公務員給与にこれくら

い金を入れることはいいのであるかどうか、あるいは公共投資にこれだけ金を投ずるのがいいかというような比較検討が十分できるようにしたい。そういう意味で、従来は補正があれば補正予算で出すということを前提に、当初予算ではあまり組まなくてもいいというような慣行であったわけで

すけれども、それを当初予算編成の際に、あらゆる経費の必要度というものを並べて検討できるようにしたい。ということは、四十三年においては、従来経常的に行なわれていたような補正予算はもうやらないというつもりで——天変地異があれば別でございませけれども、つくる。これが総合予算主義ということでございます。そういう意味合いで今度の予算ができておるといふことは、宮澤構想にありますように、その間に制度、慣行等についての根本的な検討がなされるならば、私は宮澤構想の提言の趣旨が総合予算主義の中に十分盛り込まれておるのではないかと、いふに理解をいたしておるわけでございます。

それから第二点につきましては、御承知のように七千四百億円の公債発行が六千四百億円ということで約千億円近く、減っております。なお、体質等につきましてもできるだけ効率的な予算を編成するという点で検討はされておりますので、この点も現在の予算には十分反映をされておるのではないかと、われわれはかように考えております。

○大出委員　ありがとうございました。

いま岩尾さんがおっしゃるとおりなんです。ね。いままでしきりに、宮澤構想というものがいまお話にあったように宮澤さん個人の構想だ、こういうことなんです。が、佐藤さん御執心の宮澤さんですから、個人だとは言いがらも、そうそう簡単に個人の構想を発表したのではない。一休いま御答弁にありましたように、宮澤構想の持つ二つの柱、これは佐藤総裁、お見えになっておりませんでしたから繰り返すようでございますが、この宮澤さんの構想の二つの柱の一つが、予算の硬直化の是正という意味に流れていますね。これは国会

でも本会議で答弁をされております。これが米価の問題あるいは補正の断ち切り、来年度はあらたたのれを切り抜けようというので、ある意味では財政

主導型ということにもなりましたが、やってきている。だから、この公債をどうしても減らさなければ正常な収支というところにつながっていない。ここに一つ問題がある。その意味では財政収支の効率化ということですね。これは初めから宮澤さんの構想で持っておりますけれども、その柱になっております。したがって、これが予算上生かされて総合予算主義が今回とられた。だから年間予算をあらかじめ見当をつけて、当初の編成にあたって、まさにそれこそいまお話しの変更地異でもなければ補正はしないんだぞということとで全部並べてきめていってしまおう。現に、今回この方式をとっているわけですね。それから御説のとおり七千四百億円の公債も千億円減らしているということです。つまり個人構想だとはいわれていたのだけれども、実際には政府の方針になっている。この点は指摘をしたいわけでありませう。

の現状据え置き、といったらこれも言い過ぎかもしれないかもしれませんけれども、それに近い構想、こういうかつこうでつまり表に出てきたわけであります。したがって、政府の政策になっているという今日の事情からすれば、公務員賃金というものについてもまさに補正なし予算の中に予備費という形で見込んであるんですけれども、つまり財政政策的に公務員賃金を予算に組んだということですね。そうすると、これはにわかにこれが変わってきたものでは政府の側にとっては困るんですね。官庁構想は生きないんだから。そういう性格のものだというところを方々をしておきませんと、これは議論がかみ合わない

から、そのことはそのことではやり率直に言っていたかぬと、一つ一つとらえればそれは私見でございまして、ここにあらわれているのは私見でございましてという、こういう言い方をするのはいかぬですね。やはり率直に政府の考えはこうだというふうに言ってもらわないと、そこを詰めていくと、いや、そういう見方をおやりになりますけれども、これは私見でございましてと逃げてしまうと、少なくとも政府はいま予備費なら予備費に千二百億なりを災害含みの経費があるのかないのかわりませんけれども、予備費を組んでおる。自治省の方もお見えになっていらっしゃるのだけれど

いろいろな根本的な改正をやらないうとなかなか追いつかないという意味で根本的な検討をやつてもらいたい、そういう意味では、ちようど米価につきましては米審がございますし、それから地方制度につきましては、ちようどことしの八月ごろには地方制度につきまして地方行政の国と地方との業務の分担の方向というものの答申が出るはずでございます。また公務員につきましても現在非常に各界で検討されておるときでございます。また昨年、一昨年、現在のような人事院の勧告のあり方ではないだらうかどうかというようなことでいろいろ議論がございますが、そういう意味でできるだけ国民

よという気持ちがある。こう見なければならぬ。そうなると、いつまで立ちどまらせるのかわからぬけれども、政府が総合予算主義でそれをいうとすれば、そのこと自体が人事院に対する——総裁は、そんなことを言っても私は勧告すると言うと思うけれども、また言ってくれなければ後世の歴史家がろくなことは言わないと思うが、おそらくそれはやることはやるんだと言うと思うけれども、客観的に第三者が見れば、待ったをかけておるのではないか、立ちどまっていてくれということはどういうふうに回っていった人事院にいくのかわかりませんが、人事院にもいっておる、あ

るいは総務長官にもいつておるといふことにな
る、政府の予算ですからね。そこをこの値上げ
はしないと言ったが値上げをした。そうですよ。
私が言った公共料金でも、公共料金は据え置く
と宮澤さんは言ったが、やたらに上がってしまった。
そういうできないこともあります。あります
が、できておるものもある。米価の問題でも、こ
れは予備費の中に入っておるのか入っていないのか
予算審議の中にいろいろなものになっておるけれ
ども、生産者米価と消費者米価と合わせて上げる
ということになれば食糧会計の差額、赤字増大と
いうことがないのだから、そういう構想に立つと
すれば予算というものは当然要らない。だからそ
こらのところをいさいにずっと見ていくと、一番
底を宮澤さんの構想が流れてきたということに聞
きえない。このところの考え方ははっきりさせ
ておかねばならないと私は思っている。

そこで、もう一つこのあたりで聞いておきたい
のは、インカムポリシーではない、所得政策ではな
いという、検討するまで待つてくれと言っている
だけなんだ。宮澤さんは私が質問したときにはそ
う答えている。だがしかし、一つ間違えたら、予算
の予備費の中でこれこれありますよと言ったら、そ
れはある意味ではガイドポストと言っているん
で、ガイドポストと言っている。これは信越化
学の小坂徳三郎さんあたりでも、ことしの春闘に
当たって勇敢にそのくらしいことは政府も財界も
ある意味ではガイドポストみたいなものをずばっ
と出すべきであると言っているのですよ。要求さ
れて四の五の言う前に、ことしは経済の諸般の情
勢あるいは国の予算の情勢等をながめてみたらこ
のくらしいんですよというのを言うべきであ
る。宮澤さんにもその頭はあった。同じ思想です
よ、その限りは。だから、そこで問題は、いま予
算に組まれている予備費、予備費の中に含まれて
いる給与予算というものは、一体その意味では、
宮澤さんの構想からいつてこのくらしいところに
しておいてほしいという予算の組み方ではなかつ

たのかと思うのですよ。そこをどうする
のか。

○岩尾政府委員 先ほどスタンドスタイルと申し
上げたわけですが、これはたとえ公務員
給与自体をスタンドスタイルということではな
く、一番最初に申し上げたように、現在非常
に情性的に流れておる制度、慣行というものがそ
のまま情性的に流れておるのを立ちどまってもうとい
う意味で、従来と同じように毎年、年中行事的な
補正予算を組むということはやめようじゃないか
という趣旨で、スタンドスタイルということをし
上げたわけですね。

それから、いま申されました予備費でございま
すが、これは政府といたしましては、大きくは先
ほど申し上げましたように当初において総合予算
主義をとって補正はしないというかまえてとると
ともに、人事院勧告は尊重しますということも一
つの大きな柱でございまして、この二つの柱でこ
しの財政運営なり公務員給与の決定なりをやつ
ていきたいというつもりでございまして、した
が、予備費の中で人事院がどれくらい勧告
をされるのかもわかりませんし、幾ら組んである
というところもございまして、全体として国の財
政執行の予備費として千二百億を組んでおるとい
うことでございまして。

○大出委員 ここで、大蔵省の津吉さんが見え
になっておりますから、ちょっと議論がかわるわ
いので伺っておきたいのですが、この総合予算制
といいますが、総合予算主義といいますが、いまの
岩尾さんのことばで言えば総合予算主義なんです
が、総合予算制なんて言っている人もいますね。こ
の中身、特に予備費の中における人件費の面です
ね、これらのほじき方は、まあ単価がいずれにし
てもあるんでしょね。人件費の単価ですね、そ
れと人員、これをかけて人件費が出てくるんだろ
うと思うのですね。そういう解釈でいいですか、
津吉さん。

○津吉説明員 お答えいたします。
もちろん人件費の単価がございまして、それに

定員をかけるという計算になるわけではございま
す。

○大出委員 ということになりますと、これはつ
まりだいたい立体的になっておるんですね。片方
は定年制なんて問題がおもてに出てくる。これは
地方公務員の場合です。国家公務員の場合はや
りたくてもいまはできないんですね。なぜできな
いという、各省ごとに違うからですよ。肩をた
たいてもうおやめになりませんかということ
でやってくる不文律になっている年齢が、みんな各
省ごとに違う。まずそこあたりから片をつけて
いかないと、へたに六十歳なんて言った日には、
まだあるのか、もう少しつとめていようといふこ
とになってしまいますからね。特に学校の先生な
んか、女の先生なんかそうですね。だから、果知
事さんはあまり一生懸命にならない。なぜかとい
うと、女の先生の方々は、大体五十くらいで片
端からやめていく。六大都市の場合は、公務員法
ができて施行された二十六年以前はみんな定年制
条例という条例があった。私が官公事務局長を
やっておるころ地方公務員法ができた。地方公務
員法によれば法律に規定されていなければ公務員
はやめさせられないことになっている。では一
体、条例でやめさせるのは地方公務員法違反かど
うかということになったら、とうとう自治省は定
年制条例などという条例でやめさせるなんていう
ことを言つて、文書で通達を流した。だから横浜市だ
とてそうですが、方々の六大都市は定年制条例の
取りくずしをやったわけですね。そうすると、そ
こにおる方々は、頭を押えられたものがなくな
ったというところになるとだんだん長くつとめる人
が出てくる。おれたちの権利だということになる。
ところが県というものはもととそういう条例がな
かった。ないから長年の慣行どおりに確立をされ
てこう出てきているから、女の先生なんというの
は五十歳くらいになるとおやめになる。それが五
十七歳だの八歳だのと言った日には、そこまでつ
とめましようということになったらたいへんだと

いうので、県知事さんのほうはさっぱり動かな
い、そういうことですね。つまりそういう事情は
あるけれども、ここでねらいとするのは何かとい
うと、やっぱり単価が高くなるからなるべく新陳
代謝を求める、こういうかっこうで総体的に単価
を下げていくという考え方ですね。それは岩尾
さん、至るところに出てきておるんですよ。そう
いう中で、なるべく人件費というものはそういう
かっこうでしぼっていく。今度の定員法だつて
そうなんです。五十万六千何千が、押えてお
いて、あとは政令できめてばんばん削つてい
く、三年間で五割云々といつていますが、そうす
るとそれは総体的に人件費総額がだんだん縮小
してくる。余つたものは、じゃあやめ、そこから
ふやせということになるすれば、そこに総合予
算主義の意義があるわけですね、問題は、そうい
う解釈、そういう動き方をいましているわけす
ね。こういふふうにしなければならぬとよくは思
うのです。そこらのところはどうか、津吉
さん。

○津吉説明員 いろいろ先生おっしゃいますよう
な問題があり、処理すべき状態にきておるとい
うことは明らかでございますが、予算的に、いま
おっしゃいましたように新陳代謝をはかりまして
一定の人件費ワケ内にどうでもはめ込もうとい
うような観念が先行いたしまして人件費の計算がや
られておるといふわけではございません。

○大出委員 わけではございせんがそういう考
え方が流れているということなんです。これは
さっきも、宮澤さんの宮澤構想というものはあく
まで私案でございまして、この総合予算主義に取り
入れていただいておりますという形になる。それ
はそれでございまして申し上げておけばいいのです
けれども。
ちよつとそこで、この宮澤さんの構想とあわせ
まして、フランスのモノ・プランをまねたよう
な、あれは日本語に訳すと何となりますか、経済
社会開発発展計画ですか、そういうことに訳しま
すけれども、あの趣旨の発展計画、四十二年から

です、たしか私の記憶では、四十二年は違いますが、四十三年から四十四年というものは同率の成長率を見込んでいたのじゃないかと思いますが、どのくらいになっていきますか。

○岩尾政府委員 経済社会発展計画の経済成長率でございすけれども、全体を通じて実質八・二という一応の基礎でやっておりますが、前半高後半低くというかまあ大体やっております。

○大出委員 特に本年はどのくらいに見込んでおりますか、現時点で。

○岩尾政府委員 これは経済社会発展計画は、五年間の目標を定めただけでございます、大体こういうような運営の方針で、いま言った目標に向かつて経済の発展、あるいは開発、安定というように努力しようという計画でございますが、四十三年度がどうかということはきめていないわけでございます。ただ、政府の経済見通し、予算編成の際にその基礎となります経済見通しにおきましては、実質成長率七・六％ということにしております。

○大出委員 そこで先ほど岩尾さんのお話でスタンダードの制度のあのほうは、つまりいろいろな旧来の制度をそのまま踏襲していたのでは、いささかどうもこれは考えものである。人事院なんというものは毎年毎年七・九％だの七・九％の勧告をやっている。そのたびに大さわざが起こっている。制度的にもこれは考えねばいかぬ。さすがにその勧告の高い低いということは、人事院の所管ですらおっしゃらぬけれども、そうでしょう。ところでそのいろいろ検討している中に、昨年もおっしゃいましたが、高橋衛さんの高橋試案であるとかあるいは奥野さんの奥野試案であるとか、いろいろなものが一ぱい出てきたわけですが、先般これも委員会が一ぱい取り上げたことがあるのですね、ここに算式があるのですね。十年間の平均上昇率、これはベースアップと定期昇給の過去十年間の平均上昇率かける十年の平均成長率を分母といたしまして予定経済成長率、

これは予定経済計画と書いてありますが成長率でいいのです、これをかけるという算式ですね。これを計算しますと、給与局長きょうお見えになりませんが、前に私ここで詰めてみた。計算しますと、大体過去ほどの高度の成長をいまから考えていない、だから分子が小さくなり分母が大きくなる。この算式でいく限りは公務員の賃金の出てくるパーセンテージは下がるのです。それを四十三年度というところで考えて計算すると、答が九・三前後になる。九・三前後になりますと、これを昇給原資その他を差し引き計算しますとおおむね五という数字になる。当時補正なし予算で組んでいる公務員給与の予算というのは予備費に入れているのは大体五％が目安であるということになっておった。いみじくも高橋さんの試案に基づきますと、この計算というのが五％になる。だから、これはある意味では公務員の長期安定資金みたいなものです。考え方としては、奥野さんのもございすけれども、財政、労働その他のほうからいろいろ見ておられるわけですから、これでいくと、何をねらっているかという、人事院の勧告権というものが一つここにある、これはまことに迷惑だというわけですね。だから予算を組んだら、政府が先に公務員給与を改定してしまえというわけですね。そうすれば、五％の限度と書いてある、これはしろろとの言うことですから、書いてあるから、人事院は勧告しないだろう。つまりそこまでいろいろ考えてしまおうと、これも試案でしよう、試案でしようけれども、これは宮澤構想から引き続きそこまで考えてしまおうと、まさにスタンダードスタイルどころじゃない、長期にきづけるしょうという考え方につながっていくわけですね。その第一年度は本年度だということになるとすると、これは公務員諸君にとっては、皆さんでもいい、公務員ですからね。ここにお見えになっている方も人事院が勧告すれば給与が上がるほうなんです、津吉さんだって自分で上のせか押え込みか、はじいているのだと思う。上のせだとすれば、私のほうも上のせだと思っているのだけ

れども、そこところはもうこういふことになるとすると、ちょっとぼくらのほうもこれは警戒を要するわいということにならざるを得ないのですけれども、そこで私は実はそのことを前段にはっきりさせておきたい。この高橋私案なんというものは歓迎すべきものとお考えですか岩尾さん。

○岩尾政府委員 先ほど申し上げましたように、われわれが従来の慣行、慣性をやめていたきたいという意味では、宮澤構想の中にあるいは今回の総合予算主義におきましてはどういうことを意図しておるかおっしゃいますと、年度途中で補正が出るようなことはやめてほしいということでございます。これはもつと基本的に申し上げますと、勧告の時期をもう少し考えていただけないだろうか、最初から予算に盛り込めるような勧告の時期なりやり方、そういうものを考えていただきたい。したがって実際上の公務員の賃金が幾らであるべきか、あるいはどうすべきかということについては、実は総合予算主義もあるいは宮澤構想も何も言っていないわけでございます、党内にいろいろと御議論があることも私も存じておりますけれども、長官からお答えになったと思いますが、われわれといたしましては、現在所得政策というのは外国でもやっておりますけれども、これはやはり利潤、利子あるいは労働の分配その他全般的な問題をそろえていかないとできないことで、給与だけをねらって所得政策をやるといことは不可能で、全体の利潤なり利子なり資本の配当というものはどうあるべきかということをお考えないといけないことですから、そういうことを意図して私どもは総合予算を考えておるわけではございません。

○大出委員 私は、それは否定されてもいいのですがね。人事院の勧告が幾らであるとか、あるいは公務員賃金が幾らであるべきだなどというものを経済企画庁でもあるいは総理府でもどこでも言えないですよ。公務員法違反になってしまう。これは人事院に権限があるので、それを百家争鳴にしてはまずいですから、これはお言いにな

らぬ。だからそこそこ触れないで回り回っているのだが、ねらいはまん中にある。そういうふうな受け取らなければ意味がない。それだけは私は言っておかなければならぬと思っております。

そこで経済企画庁の皆さんがお見えになっておりますから念のために申し上げておきますが、昭和三十五年を一〇〇としたしまして高度成長云々という時期から昨年度まで毎年毎年労働組合の方々が賃上げをやってきております。ところで、数字的に幾らになっているかと言いますと、あの当時を一〇〇としたとすると一七六です。名目七六％上昇です。ところが物価高その他を入れてこれを実質でなめてみますと、三十五年当時を一〇〇としたとすると一二七です。実質二七％しか上がっていない。ところが同じ経済企画庁の資料に基づきますと、長々申し上げていると時間が足りませんから簡単に申し上げますが、皆さんが取っている資料の中で三十年を一〇〇として資本のストック率というものがあります。資本のストック率からいきますと大体昨年度で三六四、三・一六四倍ぐらいです。数字が逆に三・一六四倍かもしません。一々資料をあげるとめんどろくさいですから簡単に申し上げているのですけれども、いずれにしても三・一六四倍ぐらいになっている。一方労働者側の賃金の上昇率は同じ三十年を一〇〇とすると一五〇です。片や資本のストック率のほうは三・一六四倍ぐらいいなっている。ところが実質賃金の上昇等をなめてみますと一五〇ですから一・五です。たいへんな開きがあります。いま所得政策に関連してお話があった労働分配率なんかも、あれだけ左前になった西ドイツでさえ三九をこえている。ところが日本のように中小零細企業がたぐさんあってこっちは非常に分配率が高いのだけれども、それを入れても三七・二ぐらいいです。そうすると、非常に今日、日本の労働分配率は低いということになる。そういう時期に賃金の側を硬直化あるいは宮澤構想という形で押えにかかれれば私どものほうからするとかなわぬわけですね。

だからそこらのところをやはり明らかにしておかなければならない、こう実は思っているわけだ。

そこで、ひとつ津吉さんに承りたいのですが、前に、宮澤構想からくる総合予算主義云々ということになっているわけですが、いつか佐藤総裁のおられる本席で津吉さん、まことに名言をお吐きになった。予備費に組むというのは一体どういうのですかと聞いたら、津吉さんいわく、それが押え込みになるのか上のせになるのかまだ明確でない、そういうお話だった。それで、結果的に押え込みになったのですか、それとも上のせになったのですか、いずれでしょうか。

○津吉説明員 先ほど来、岩尾官房長がお答え申し上げておりますように、政府の人事院勧告尊重の立てまえたというのは何ら変更したわけではございません。また反面、従来追加財政需要として発生しておりました災害復旧、給与改定あるいは義務的経費の精算というような諸需要につきましては、四十三年度は予備費を充実にすることによりまして年度中途の補正を避けていく、できるだけその要因を削減するというふうな方針で予算処理がやられておるわけでございます。したがって、両者勘案いたしますと、先生御指摘のように押え込みか上のせかわからない段階であるということとを申し上げたかもしませんが、性格上やはりどの段階に至りましても押え込みでも上のせでもない、こういうことでございます。

○大出委員 上のせなんだと言ったが宮澤構想がどこかへいっちゃいますし、押え込みと言ったが人事院がおこりますからね。われわれもおこりますから、これは津吉さん、いまだにいずれでもないという妙なことになったわけですが、そう答弁をせざるを得ないと思えますがね、給与課長という立場からいけば、そこで上のせでも押え込みでもないということですが、さっき岩尾さんがお答えになった中身からすれば、岩尾さんも大蔵省出ですからわかっているけれども、お話からすればもう天変地異でもなければ補正はしない、こう

おっしゃるがそれでいい。いまから先、天変地異があるかどうかかわからない、まずないほうがいいので、ないと思わなければいけない。天変地異があつてくれと思うほうが間違っている。そうすると、天変地異はそれこそあつてくれれば困るというものの考え方を立てば補正はしないということですね。そうすると、人事院がどんな勧告をしても、補正がない限りはいま予備費に組んである金しか使えないと思うのです。間違いないと思うのですが、どうですか。

○岩尾政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 だから私はさつきから言っているわけですが、ここに問題がある、それは補正予算というものは天変地異以外はないんだから。天変地異が起これば困るのですから、これは補正はないと見なければならぬ。そうすると、いまお答えになったとおり、予備費にある金しか使えない、こうなると、あと差し繰りつても、単価かける人員と私さつき申しましたが、この面で相当落ちてくる。総定員法なんかともからんで五十万六千何がしという定員を押えてあとは政会できる、こうなるのですけれども、その中で新陳代謝をはかりながら落としてみた、こういうことが顕著にあらわれてくれば、あるいは人件費予算というものはそっちのほうから浮いてくるかもしれない。せいぜい考えるとしてもそのくらいのことです。

そこで、念のために聞いておきたいと思うのですけれども、尾崎さん、最近人事院はベースということばをお使いになっておりますか。ベースというの、かつて、言うならば総平均賃金だったんだらうと思うのですが、公務員の単価を計算する一つの基準として、これは大蔵省の皆さんとは違うと思ひますけれども、いまだどういふうな言い方をしておりますか。

○尾崎政府委員 公務員給与のいわば計画でございますけれども、従前のときには公務員給与の中の計画を総称しまして、その平均給与額をもつてたとえば何円ベースというところで呼んだということとでございます。これはある面では、予算のほう

からいえば一つの単価ということになるかもしれない、人事院のほうから申しますと一つの給与計画というところになるわけでございます。最近ではそういう言い方はあまりされておられません。従前は計画がときどき大きく変わったものでございますから、そういう関係があつたわけでございますけれども、最近はそのような関係はあまりいわれなくなつてきておると思ひます。

○大出委員 そうすると、これはまた津吉さんに聞かなければならぬのですけれども、大蔵省で予算をはじく意味での単価と称するものは、これは一般会計特別会計いろいろございまして、これは大体一つの通念といひますが、そういうふうなことではどういふ計算をされるのですか。

○津吉説明員 前年度来継続しております標準予算的なものがございます。それに前年度給与改定が行なわれました結果のアップをいたしまして、さらに理論昇給率に新陳代謝を勘案いたしました昇給原資率を加へる、それを出しまして定員にかけるというのが給与費の計算の概要でございます。

○大出委員 そこで今回の予備費なんですけれども、それしか使えないとなればこれはしょうがない。予備費で大体どのくらいあるかということがならざるを得ないのですけれども、これは大体千二百億というワケで災害その他が組まれている。こういうわけですが、昨年度はこれは七百億組んだのです。そして、途中で多少減額をいたしております。予備費は百七十億くらい減額しておつたと思ひます。そうして差し引きをいたしますと、七百億から百七十億減額いたしますと、五百三十億ということですね。この五百三十億の使ひ方を調べてみると、災害対策で四百二十三億円使つています。その他で百三億円使つていて、こういうふうになつておる。とすると、本年千二百億に含まれる災害関係等予定をされるワケですね。これはまん中にワケがあるのかないのか——ワケがないと言つておいたほうが皆さんの側には都合がいいんだと思うのですが、積算の基

礎を一応明らかにしてみても、なかなかそのとおりにはならぬのです。

そこで私は、皆さんがものを言ひやすいように、昨年の七百億から百七十億減額して五百三十億残つた、残つたうちで災害関係にお使いになつたのが四百二十三億、その他が百三億です。という意味のことを前提に申し上げて、してみると、ワケだ云々ということとは別として、災害関係は大体どのくらいに見込んでおけばいいの、長年おやりになつていられるので、津吉さんもその道の専門家でしょうから、ひとつそのあたりでお答えをいただきたいと思ひます。

○津吉説明員 予備費といひますものは、すでに先生御承知のように、年度途中における予見しがたい予算の不足に充てるための追加的経費でございます。したがって、予見しがたいという以上は積算のあるべき性格のものではございませんで、いまおつしやいましたような諸種の項目に分けて、たとえば風水害はどれくらい起こるであらうというふうなことを計算いたしまして、いわゆる積み上げをやつておるわけではございせん。われわれ、めんどいたしまして考慮いたしておるところは、少なくとも三十八年度以来を見ますと、先ほど申し上げました追加的財政需要につきましては、予備費で措置したものの、あるいは従来補正予算が提出されておりましたが、補正予算で措置をいたしたものの、それらを総合いたしまして、平均的に千ないし千二、三百億というふうな数字になるわけでございます。

○大出委員 ということになりますと、平均的に、こうおつしやるのですが、給与改定を毎年やつておるわけですね。給与改定を例年やつてきた。それをひとつ踏まえて、予見しがたいわけですから、いまだから政府のほうは、昨年並みに実質七・九%、名目七%の予算だなどということ、人事院の勧告権にかかわりますから言えないでしょうが、しかし人事院がそういう勧告をしてきた流れがあつて、完全実施していれば、まとも七%でござい、実質七・九%でございというこ

とになるけれども、完全実施しませんから、そうしますと、これは落ちるわけです。実施月数によつて五・四％かに落ちる。だから、そういう計算をしていきますと、大体ことしは人事院勧告は昨年並みに出るとして、八月実施というものは当分変わらないだろう。石の上にも三年といいますが、前に九月実施が三年かかったんだから、そうすると八月実施で割り掛け計算するとこれで足りる、こういうふうに見たわけでしょう。予見したいんだけれども、いまのお話でいくと……

○津吉説明員 先ほど申し上げましたように、必ずしも公務員給与は公務員給与というふうな特段に把握いたして計算しておるわけではございませんので、あえて八月実施ということを前提にして計算をしたわけではございません。したがって、災害その他、先ほども申し上げましたが、給与改定はもちろん含めまして準備をいたした額千二百億、こういうことでございます。

○大出委員 尾崎さん、昨年は八月実施で、五月実施が八月になりましたね。五、六、七、三カ月切れるわけです。そうすると、八月から三月まで八カ月、名目七％、実質七・九％を十二カ月に引き伸ばしますと、大体何％くらいになりますか。

○尾崎政府委員 目の子でございすけれども、五・数％ということになるかと思ひます。

○大出委員 五・幾つになりますか、違つてもいいですから。私が計算するより専門家のほうが早いでしょうから。

○尾崎政府委員 私のほうの勧告は水準のアップでございすけれども、昨年の五月からというところで、昨年度の関係だけを十一月から八月からというふうな計算をいたしますと、五・六％前後になるのではないかとおもうに思ひます。

○大出委員 さて、そこで昨年の人事院勧告によりますと、こういうふうな金を書くのがいいか悪いかという論議はございすけれども、昨年は約三百十九億、これは一般会計で、人事院所管の会計でございすけれども、人事院勧告の中で三百十九億、こういうふうに見込んでゐるので

すね。ところで、大蔵省の側で昨年のベース改定は八月実施で予算は結果的にどのくらいかかったわけですか。人事院の計算になったものが当時は新聞に出ていろいろ錯綜しましたがね。資料をここに持っておりますけれども、私のほうからいろいろ言うのはめんどうくさいですからお答えいたしたいのですが、大体昨年は幾らくかかりましたか。

○津吉説明員 一般会計で申し上げますと、五百四十八億が所要額でございます。ただし、そのうち三十億は経費の節約あるいは不用額の充當の結果、補正予算で五百十八億、こまかいことを申し上げますと、五百十七億九千何百万ということになるわけでありまして、五百十八億というものが補正計上額でございます。

○大出委員 ところでこの五百十八億、それには不用額あるいは節約財源三十億を入れて昨年改定をした。そこで単価の面でどのくらい移動がございすか、何％くらい。一〇％前後だろうと思ひますが……

○津吉説明員 勧告どおり七・九％アップでございす。

○大出委員 はね返りその他全部入れてですか。

○津吉説明員 そうでございます。

○大出委員 そうしますと、七・九％アップしておりますから、そこで本年の八月に七・九％の勧告がもし出たとすると、七・九％アップしているところへ七・九％出たとすると、この五百四十八億はどのくらい上がりますか。

○津吉説明員 おおむね五百七十九億という計算でございす。

○大出委員 そうしますと、千二百億組んである、五百七十九億だと言ふ言ふのですが、もちろんこの五百七十九億というのは八月実施です、よ、これはそうなる。ということは、五百四十八億は八月実施で七・九％アップなのですから七・九％アップをさらにいづく上のせをして人事院勧告が出るわけでありまして、五百七十

九億というのは八月実施。そうすると大体千二百億組んであれば、例年見てまいりますと災害が五百億前後である。五百億をこえたときもありまゐります。それから四百億台に引つ込んでいるときもありません。大体五百億を見当に上に出たり引つ込んだり、こういうふうになる。あと七、八百億たらず残つておる。そのうちで五百七十九億、大体六百億と仮定いたしましたとしても、こうなりますと百億残る勘定。昨年その他というのは百三億あるのです。そうすると、人事院勧告なんというよりなもの完全実施をしない腹をきめれば、まことにうまいぐあいにびたつとおさまりそうなお勘定になっておるのです。千二百億の予備費というものは、私、昨年の例をあげましたが、七百億から百七十億減額すると五百三十億残る。その五百三十億のうちで災害関係が四百何十億、こういうわけでありまして、まことにうまいぐあいにでき上つてゐるわけですね。災害対策が四百一十三億、その他が百三億。予見したいものは公務員給与と災害だけではないですからね。そうすると六百億を限度としてみれば、これはその他にも使える予見したいものをおおむね含む、人事院が少しがなばつてよい勧告をしてみても、節約財源その他を考えれば、完全実施をしなければまあ何とかならう、こういうことになるわけですね、この予備費は、まあくろうとが組むのですからなかなかうまいと思ひますが、そういうことになりまゐる。

○津吉説明員 先生おっしゃるような勘定というの、もちろんなさることはあり得ると思ひます。私のほうで計算をいたしましたのは、先ほど申し上げましたように必ずしもそういう緻密なる計算をして予備費を計上したというわけではございせん。

○大出委員 これはある程度緻密らしい計算をしてみたら偶然に一致したわけですね。大蔵省というのはあんまり緻密な計算はしない省だと思つてなかつたのです。大蔵省ぐらゐり緻密な省はない。

岩尾さん、あのころいと思ひますが、大蔵省に緻密な計算をされて、こつちは往生したことがありませんからね。ずいぶん緻密な計算をするものだと思つて感心してゐた。いまいみじくも計算をしない省だと言ふけれども、私のほうのラフな計算と大体偶然に一致するという勘定。おそらく緻密に計算をやり直していただければもっとびたつと合つてくるのじゃないかと思ひますが、大体そんな見当になつてゐるわけですね。大体おわかりいただけると思ひます。だからかきねをどこで引いてくれと言つてゐるのじゃない。そんなことはあなたのほうはいふ言ひつこないのだからね。総体をながめればうまいでございす。こういうことになつた。ただし、こまかい計算ではない。こういう算主義になつて予備費が千二百億組まれてきて、その中ではいま申されたように緻密な計算はいたさないようなのですけれども、まことにうまいぐあいにでき上つてゐる、こういうわけですね。

そこで私は、完全実施の問題もあつたけれども、人事院と総理府の両方からお答えをいたしたいのでありますが、當時いろいろいわれておりましたように、奥野さんあるいは高橋さんの試案なんかについておられます考え方からしますと、給与改定を先にやつてしまふというふうなことが書いてある。これは長官、ひとつ先に聞きましよう。最新式の六千七百事業所を調査して集計をするというのは統計局がやるわけですね。人事院がやつてゐるのじゃない。そうだとすると、一番能力がありそうなのは人事院を差しおけば総理府、おまけに人事局がある、こういうわけでありまゐりますけれども、人事局あたりで俸給表あるいは給与改定をおやりになるような気があつた。田中大臣、ただいまのお話は非常に重大な問題でございす。われわれのところではさうなことは絶対に考へておりません。

○大出委員 そうなりますと、これは人事院の勧告を待つということになる。そういうことではないですか。

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 昭和四十三年四月十六日

○田中國務大臣 さようでございます。

○大出委員 先ほどの予算の額からいきますと、総裁、七・九％アップをした現在の公務員の給与、これがさらに七・九％としアップするということとが八月勧告で出たらどうなるのだと言ったら、先ほどのお話で五百七十九億だ。そうすると、千二百億のはずから災害で五百億ぐらい引いても七百億残るのですね。予見したいもの百億ちょっと抜いても、なおかつこの五百七十九億にはなる。間違いない。少し金が残る、こういう計算でございますから、そうすると総裁、七・九％アップを出すことについては、それが八月実施なら安心して、予算がございますから今度こそだいじょうぶでございます。出せるわけでございますが、さて、八月実施でなくて完全実施となると足りないということになる。それにしても、大体昨年並みの勧告はまかり間違ってもやってもいいことになったわけでありまして。私はそこからのところを総裁に承りたいのでありますけれども、前段として、この調査時期、実施時期、勧告の時期等々をながめまして、大体昨年のような方向でおやりになろうとするのか、あるいはもういったすでに計画を立ててお立っているかどうかですね。そこらのところをひとつ承っておきたい。

○佐藤(達)政府委員 勧告の方式等につきましては、私どもはやはり従来どおり民間水準をとらえて、その水準にはせめて絶対に追いつかせていただくという方針を堅持しているわけで、ことしもそれによって臨むつもりでおるわけです。例年四月調査ということでやっておりますので、ことしももうその手配は一通り終わりましたので、いよいよこれから六千数百の事業所に向かって調査員の方々が出勤されるという態勢にあるわけでありまして。まず一応そこまでお答えしておきます。

○大出委員 昨年八月の勧告は六千七百事業所を調査されたわけですね。そうして公務員の平均年齢三十八・一歳という数字ですね。そして俸給が四万二千二百八十円、扶養手当が千九百五十円、暫定手当が九百六十円、計四万四千三百三十五円、

こういう調査結果の見込みを立てられて、その上で勧告をされた、こういう書筋ですね。本年、実はいまこの機会を失いますと、参議院選挙になつてしましますからね。そうすると、これはお互いに各党とも悪戦苦闘する、しのぎを削るわけでありまして、その途中でちょっと心配だから人事院総裁出てこい、内閣委員会だというわけにいかない。そうすると、七月投票が終わってあつたこうだということに、さてすぐ国会をいって、こゝろだ、それから簡単にいかに、だいたくたびれちゃったからちょっと休憩してということになりかねない。そうすると、そのうちに勧告が出てしまうのですよ。だから、少し先ばしして恐縮なんだけれども、実はさようお呼び立てしたわけなんです。そういう意味でいささかわがままかつてな質問で恐縮なんだけれども、本年の春の賃金引き上げを方々でやっております傾向をながめておりますと、鉄の四千四百円というのが一つあります、電機なんかながめて見まして、昨年四千五百二十円ですね。東芝なんかでも、最終回答が、ところがしはしよばなな回答がそのくらいです。そうすると、これは物価の上昇その他いろいろ入れますと、ことしの場合には相当な額にならざるを得ぬです。現在ながめてみると、昨年比べて相当な高い民間の上昇率が出てきそうですね。そうすると、さっきの津吉さんの御説明によつて、昨年並みというところであるとすれば、こまかい計算を私は申し上げませんが、大ざっぱに言つてあの中に含まれる額である、八月実施ならば、こういうわけなのでありますけれども、ことしはどうもそういうわけにいきそうもありません。六千七百事業所を調査された結果というのをおそらく私はそう出ると思ふのです。その場合に総裁、いま予算を横目で見るたてでええからするならば、独自の勧告になるはずなのでございまして、そこらのところを、これは念を押す必要もないのでありますけれども、一応総裁も新たな任期の期間にお入りになりまして、それから、そういう意味でひとつものけじめでこ

れは聞いておきたいのですが、やはりこれは予算がどうであれ六千七百あるいはその前後の事業所調査をおやりになつて、旧来のシステムで勧告は勧告でびたつとする、こういう筋書きになるののだらうと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 あらためてお尋ねを待つまでもないことであります。先ほど申しましたように、私どもの基本的立場はやはり官民の比較に絶対的な根拠を置いていくわけでありまして、したがひまして、春間の動きそのものにつきましても重大な関心は持つておりますけれども、さて、わがほうはその結果どうなるだらうかということ、わがほう独自の調査をあけてみませんとこれはどういふパーセンテージが出るか全然わからぬというところになるわけでありまして。いま予算との関係のお話も出ましたけれども、予算は千二百億の予備費は確かにある。その中に鯨が泳いでいるのか金魚が泳いでいるのかわかりませんけれども、われわれはまず鯨ぐらいは泳いでいるのだらう、それで万一足りないときは、われわれの念願は完全実施でありますから、完全実施のためにまた適切なお手当てをしていただかなければなるまいという気持ちでおるわけでありまして。

○大出委員 これは津吉さん、えらいことになりました。鯨が泳いでいるそうですけれども、その鯨も大鯨であつたということになりますと、これが完全実施ということになると予算が足りな。先ほど岩尾さんは天変地異でもあれば補正すると言つたのですけれども、人事院の本年の各企業の賃上げの趨勢に従つて勧告が出た場合尊重するとさき言われたのですが、その場合にどうも予備費では足りない、あるいは差し繰り不用額と節約財源なんか入れておられますけれども、だから、人事院総裁安心してほんとう言うともっと高い勧告を出して、なおかつ予備費が要するということがなりそう。節約財源があればいいですが、完全実施となるとそうはいかない。これも天変地異の一つですね。やむを得ざる事情ですね、勧告権

が人事院にある限りは。そういう場合に、いま予算が通つて審議の期間を過ぎてしまつたのですからもういいわけでありまして、予算審議中にまさか補正なんということを言つた日にはどうなるか、それならそれを出しなさいと言われるから言えないでしようけれども、これはいままでの予算委員会の討論の中で見ますと、それでは絶対に補正予算を組まないのかと詰られたら、水田さんは、いやそういうことはございせんと言つておる。いま組んである予算でできるだけやろうとしておられるようだけれども、つまり努力しようとしてもできない場合があるということが言外にある。その限度まで大臣は言つておる。だから、総裁がいま言つておる点、どうしても予備費で間に合はなかつた場合はどうしますか。

○津吉説明員 先ほど申し上げましたように、政府の人事院勧告を尊重して処理するというたてまえは変わつておりません。また財政事情、経済情勢等を考慮いたしましていかなる措置をすべきかという点についても考えなければいかぬという点も変わつておりません。したがひまして、従来の人事院の勧告処理に對しまして、本年は総合予算主義のたてまえに基づいて、年度当初から予備費をもつてその改定に備えて拡充をはかつてあるという点が例年と違ふ点でございます。

○大出委員 そうすると、あとは例年の方針でいくというわけでありまして、予備費をもつて備えておるといふところが違ふ。したがつて、予備費で足りないというところになれば、これはどこかで補正するより手がない、ないものはないのだから。この委員会がもし完全実施をきめたとなれば、これはないものはないのだから何とかなければならぬ、そういう理屈にはなりなすな。

○津吉説明員 先生おっしゃいますように財政処理の道具といひますか手段という面から見ますと、補正するかせぬかという問題になるかと思ひますが、財政ももちろん日本の経済情勢に立つておるわけでございます。実質的に給与改定の勧告が出ておりませんので、まだ何とも申し上げる

段階ではございせんけれども、その段階に至りました際にその時点における最善の処置をすべきであるというふうに考えております。

○大出委員 筋としてはということでないのだから、補正するよりしようがないということになる。まだ現実に出てないのだからということですから、理屈はそうでありますので、私はおきたいと思ひます。

そこで、あと二点ほど承りたい点がございまして、それは地方財政の分野につきましてあわせて承つておきたいのでありますけれども、総合予算主義にあわせてこの給与の問題について自治省関係の皆さんのほうではどういう措置をおとりになっておりますか。

○皆川説明員 財政計画におきまして八百五十億、これは給与費と災害等を考えた費用でございまして、包括的に組まれております。

○大出委員 昨年の勧告は予算委員会答弁によりまして、時間がないから申し上げますが、やはり人事院にならって七・九%と答えておりますね。それで昨年は幾らくらい予算を必要としたしめたか。

○皆川説明員 七百五十億であります。

○大出委員 たしか七百四十九億何ぼだと思ひましたね。おおむね見当で七百五十億、こういうわけであります。そうするとその残り、八百五十億といういまお話であります、その中身は何と何です。

○皆川説明員 おもなものは年度中に考えられまず災害関係の追加ということでございまして。

○大出委員 地方公務員の場合でも本年七・九%上がりましてから単価が上がりますね。したがって、これは例でございまして昨年並みの勧告が出るのとすれば、七百四十九億では足りないことになる。幾らくらいになりますか。

○皆川説明員 財政計画では若干いまだで計画に算入されていなかった職員等を入れておりますので、ちょっと数字をはじいておりません。

○大出委員 これもやはり八百五十億という中で処理をする努力をする、こういうものの考え方です。

○皆川説明員 地方財政につきましては、主として給与改定につきましては、国の例に準じておりますので、大体国の措置に準じていきたい、かように考えております。

○大出委員 あと総理府には公務員制度審議会の問題が実はあるのですが、人事院の佐藤総裁、参議院のほうでお忙しいようでございますので、あとは大体選挙でも終わってからにならざるを得ぬと思ひますけれども、大体さつき旧来の方針を堅持するというところで、おまけに完全実施でいくのだということでお話ございましたから、ぜひひとつそういう方向で御努力をいただきたい、こういうふうに申し上げまして、総裁に対する質問を終わつておきたいと思ひます。

経済企画庁の皆さんのほうにも、大体官澤構想なるものの定着したありさまというものをいろいろ聞かしていただきましたから、大体津吉さんのほうの側も押込みか上のせかどつちかわからぬです。上のせのほうであるとすれば、はじいておられる御本人のほうも上のせの側に入るわけでありまして、なるべくひとつその辺はひねり出していただきたいと思ひます。おおむね御回答いただきましたので……

そこで自治省の皆さんのほうに承りたいのであります、公営企業に關しまして、これから自治省は一体どういうふうに考えていくこととなさっているのか、これを実は承りたいわけでありまして、地方公営企業法の改正が行なわれまして、再建方式がとられたわけでありまして、実は六大都市あるいは指定都市という段階でいろいろ苦勞が、いま積み重なっているわけでありまして、賃金の改定ができないというところが、公営、交通等にはいろいろ出ておりますけれども、現状どの程度できないというところがどのくらいあつて、六大都市あるいは指定都市ということで御説明いただきたいのであります、大体どの程度ができてど

の程度ができないかというふうなところを踏まえて、将来これをどうするかというふうなところを御説明を賜りたいわけですが。

○皆川説明員 全国で公営企業のうち百五十五団体が再建計画をいたしております。そのうちまだ実施の日鼻が立っていないのが十二団体であります。

○大出委員 第八次賃上げの給与改定が行なわれていないところが十二ということですか。

○皆川説明員 そうです。

○大出委員 ちょっとあけていただけますか。

○皆川説明員 先ほど申しましたように、百五十五団体あるわけでございますが、そのうち十二を除きました団体については、給与水準あるいはまた給与改定の内容からして会計の余裕があつたわけでございますけれども、それ以外はまだ実施に至つてない団体につきましては、非常に困難な状況でございます。

○大出委員 それはどこですか、十二というのは。都市をあげていただけませんか。

○皆川説明員 水道は海都市でございます。交通はいわゆる七大都市、山口市それに鹿児島市、九つでございます。それから病院が二つ、合計十二でございます。

○大出委員 それで七大都市、これは北九州市を含んでいるわけですね。これでできそうなものありませんか。みんなできそうもないですか。

○皆川説明員 七大都市については非常に困難じゃないかと思ひます。

○大出委員 そうすると、自治省はこれは困難であるから上がらなくてもしようがない、こういうわけですか。

○皆川説明員 給与改定について私のほうで判断するのはいかかと思ひますけれども、賃金の改定ができないというところが、公営、交通等にはいろいろ出ておりますけれども、現状どの程度できないというところがどのくらいあつて、六大都市あるいは指定都市ということで御説明いただきたいのであります、大体どの程度ができてど

自治省にあげていただいでよく承りたい、そうしてケース・バイ・ケースということになると思ひますけれども、みんなで知恵をしぼつてみましよう。こういうことで私の席で三回ぐらゐ質問しておりますが、この賃金引き上げの時期にさういう決着になつてゐるわけですね。このことは地方行政のほうでも似たような決着であります。したがって、やむを得ないのじゃないかというふうに言つていいのです。そのところはどうか。大臣がそう答えてゐるのです。

○皆川説明員 その点については、実は私も前のこの委員会における論議も読ましていただきましたが、確かにケース・バイ・ケース、個々の内容について検討してまいりたいということでございます。それでさつき申しました百五十五のうち十二団体を除いては可能であつた。それ以外につきましては、まだ具体的に地方団体のほうから別に案が出ていないわけでございます。私のほうだけで見ただけでは非常に困難ではないかということをおし上げたわけでありまして。

○大出委員 細郷財政局長がきょうは地方行政においでになつてゐるようですから、きのう私は電話で話しましたが、部長さんが何人かお見えになつてそれぞれ言つてはおりますが、きょうは私から先は、具体的にあらう話になつていない、こういうお話で、したがってそれが具体的にない、知恵をしぼつていただかなければならぬ、こういう筋合ひだと思つておりますが、そう理解してよろしくございませう。

○皆川説明員 そういうことであらうと思ひます。ただ非常に安易な期待を待てないのではないかと、このことを申し上げたいと思ひます。

○大出委員 国会でどうしても考えなければならぬ問題だと思ひますが、時間がありませんから具体的な例をあげて申し上げます。

私は横浜ですから横浜の例が一番確実にわかるわけでございますから申し上げますが、一番最初の再建計画第一号ということでお認めいただい

て、再建計画ができていくわけですが。これは昭和四十三年から五十四年までの元金等の均等返済、均等償還の形をとっていくことになっていくわけですね。そこで当時の横浜の借金、赤字と申しますのは六十六億八千万円ございました。これを均等償還をしていく、四十三年から五十四年まで、こういうわけですね。そこで一体横浜の交通に償還をしていく財源が浮いてくるのかというのと、そういうわけにはいかない。なぜかというのと、軌道撤去をやれというから軌道撤去をやった、さらにワンマン電車を走らせるといってワンマン電車を走らした、四十八時間を四十四時間に切り下げるというわけで、四十八時間から四十四時間に切り下げてきた。将来地下鉄が四十六年にひける。それまでは手の打ちようがない。じゃ一体バスのほうはどうなっているか、軌道を除いて。バスのほうは、自治省の言い分は、バスの料金を上げてそれから軌道の中に入れて返しなさい。バスでもうけて均等償還の中に入れて返しなさい。そうでしょう。あなたはおいでにならないと思うんだけど……ところが今度は、バスの料金値上げは運輸省の管轄です。運輸省は何と言ったかという、バスの料金を上げてその浮いた分で軌道のほうを埋めることはこんりんさいまかりならぬ。自治省はこっちでもうけてこちを埋めると言う。運輸省はそんな話だ、軌道に持つていくのはいいけれども、三十円で原価計算をいたしますと、三十円に上げてとんとんでございます。全くのとんとんで償還をすると何が残るかというのと、六十六億八千万円の穴があいているからというので、再建方式をとっていただいて返還をしていくのでありますけれども、返してしまおうと、横浜市の交通関係に赤字としてこの六十六億八千万円がそのまま残るといってわけでありまして。返した分だけ赤字となって残るというわけでありまして。一つも再建のしようがない。できない。バスのほうはとんとんでございますから、そうなる。そこへもってきて、今度は償上

げ、先ほどもお話ございましたように、公務員に準ずるといって、やっております。きのうで一般会計その他のほうは全部やつてしまった。資金的には払ってしまった。交通だけ残って残っております。これをもしやるとすれば、平年度三億三千万かかる。ちょっと大きく見て三億四千万で、これが三億四千万で一体四十三年から五十四年までどういふことになるかといふと、償上り分だけでおおよそ三億七千万必要です。そうでしょう。そうなるわけですから、公営企業法の改正をして再建方式はとっていただいたが、しかしながら赤字は赤字で埋めてもらった六十六億八千万円がそっくり返還をされれば、それがまた赤字で残ってしまうことになる。バスはとんとんで三十七億になる。そうすると、もたもたしている、八月にまた勧告が出たり、第九次貸付、それからまた来年の第十次貸付がくればどうにもならぬ。そうなることは上げなされるということになる。しかもバス関係は電車で運いましてあとから入ってきておりますから、給料はうんと低い。電車のほうが昔から高い。その低いほうが上げられないことになる。実はこういう状態が今日あるわけですね。そうすると、これが七大都市ほとんど現象だとすれば、これはやれたって来年はやれないでしょう。どこの市もそうでしょう。そうなる、その現象を一体どうとらえて、どう解決するかというところは、地方公営企業法を改正された皆さんのほうで考えただけかなければ、何のために一体再建計画を法律を改正してまでつくったのだというところになる。そうでしょう。そのところはいかがですかと私は聞いておる。

○皆川説明員 再建計画を立てました際には、横浜の場合は実は若干特殊な事情がございます。売却すべき財産というものもないということ、非常に長い再建計画の期間を、十四年でございますが、とっておるわけでございます。計画自体では最終年度は赤字が若干残りますけれども、いわゆる不良債務はなくなる、こういうたてまえでやつておるわけでございます。まだ充足しまして再建計画に入りましてからあまり年数がたっておりませんので、実態は詳細ではございませんけれども、若干当初考えておったより違う要素も出ておるようでございます。その一番大きな問題は、路面の渋滞による走行キロの低下ということが若干問題があらうと存じます。したがって、これが将来どういふ程度に変わってくるのか見通しは非常にむずかしい問題でございますけれども、一般的常識としてはだんだん窮屈になっていくんじゃないかというふうな考えられるのでございまして、これは企業外的な要因ではございますが、これについて新しい態度で取り組んでいかねければならないんじゃないか、こういうふうに考えまして、実はそういう問題を取り扱う場面をひとつつくってもらいたいというところで、主として物価を担当しておられる経済企画庁のほうに申し入れてまして、まだ充足いたしません、そういう企業業の環境を取り巻く諸条件の改善について近く新しい措置をとっていただく、かように考えておるわけでありまして。

○大出委員 時間がありませんからなるべく簡単に申しませうけれども、もうじき終わります。つまりこれは横浜の例を単に申し上げただけで、横浜だけのことじゃない。今日、いまお答えになりましたように、七大都市は全部起こっております。四苦八苦してやりました、これはことはよしんばできたにしても、来年はできない。これが大多数です。しかもその都市環境と申しますのは、本来地方公営企業制度調査会というものをこの委員会にかけて審議をしてきた。そのときに私はもう冒頭に指摘しておいたのです。何もそこにつとめておる人間が悪いわけじゃない。市の理事者が悪いわけじゃない。公営企業の理事者が悪いわけじゃない。環境がどんどん変化されて走れなくな。走行キロはどんどん詰まってくる。しかも政府がインフレ政策をとるから物価はどんどん上がってしまふ。そうすると、ベースアップ、賃金改定がどうしても出てくる。出てくればそれだけ経営が苦しくなるのはあたりまえです。そうそう料金改定をして市民に転嫁はできない、限度がある。そこでどうしても赤字になる。よしんば地下鉄を掘ったって全く赤字です。どこの地下鉄も一カ所として採算はとれておりません。山手線の六倍もかかる。東京の地下鉄の一号線だってできていない。先行きどうなるかという問題が初めてあるわけですね。これは環境の変化のせいです。もう一言言えば物価が上がるのせいで。何も企業の責任ではない。だとすると、この状態というものはどうしても解決しなければならぬ。これは政治的責任である。だから、そういう意味では、私は交通関係協議会というもののなかでとか、特に佐藤総理大臣に、行政責任者として、この七大都市に起こる現象をどう処理するか、長期のプランを立てていただく、そういう意味で七大都市の資金事情、財政事情というものを相当深く御存じいただかなければ困る。こういうふうに私は実は思っております。この問題はそうしなさいと解決をしない。そしてそこから先どうするかという問題だけれども、公営企業法の改正が必要だということになります。また、法改正をしなくても、起債を認めればやっています。環境改善も含めて、たとえ四十六年度で地下鉄ができる、赤字になります。当面は統制していきます。そうすると、そっちに切りかえていくの、これは名古屋の場合だってそうですが、最初は名古屋駅から栄町まで地下鉄を敷いた、それを池下まで延ばした。最初の第一号線では予定乗客の六割、それが池下まで延ばしたから七割に上がっている。そこから先はあ

いかなければならぬ。これは今年だけではなく、先行きの問題としてそういうふうなことをやはりぼつぼつお考えいただかなければならぬ時期に来ている。企業法の改正をまともに受けているわけですから、ぜひそうしなければいかぬ、こういうわけでありませう。

さらにもう一つだけ、時間がないから言ってしまうけれども、利子補給を三分五厘から七分五厘までの間、これは国会で修正したからこうなっているのです。ところが実際に六大都市、七大都市の借りるのは八分以下の金は一切借りられない。最低限度八分まで借りている。そうすると、金がないから再建するの利子補給というのはいのだけれども、八分でないければ借りられないものを七分五厘までということになると、そこにどうしても超過負担という問題が起ると、だからそういう点の問題をどうするかという問題だっているのです。これは幾らでもない問題でありませうが、それでも赤字で苦しんでいるところにそういうものまで負担させることは筋が通らぬ気がする。小さいことではあるが、そこらのところを総合的に勘案して、一体どうするかという点を自治省でぼつぼつお考えいただかないといへんということになると思うのです。これは実は電話で、きょうお見えにならないということだったから、細野財政局長には話しておいたのですが、雰囲気は雰囲気だからいまいきなりというわけにはなかなかいかぬと思うけれども、将来の展望についてはここで考え直さなければいかぬでしょう。交通関係閣僚協議会だとかあるいは総理等にもっと実情を知ってもらおうということには同感だという意味のお話がございましたが、ぜひそういう点で前向きにこの問題をとらえて御努力いただきたいと私は思う。いかがですか。

○大出委員 私のはうから横浜の具体的な金の動き、実情を申し上げましたが、全くそれはそのとおり、正直に申し上げておるのです。これは横浜だけではありません。参事官のお立場でそこからの答弁を求めるのは無理があると思うのです。問題の提起をしているわけですから、ぜひひとつ持って帰っていただきたい。赤澤さんがたまに早川さんにおかわりになって自治大臣になられたときに、六十億の問題のとき、料金ストップのときでして、たいへんな論争を、私も赤澤さんといましてしたが、メリットシステムという形をとって、あのとき解決した。その赤澤さんがいみじくもまた自治大臣になったんだから、事情はよく御存じのはずだ。そういう意味で、ぜひ皆さんのほうで、これらの問題について、大臣に、私も言いますけれども、逐一御進言いただいて、何とか将来の展望を立てて、当面の問題をどうするかというのを突っ込んで検討する。あわせて自治体のほうも努力する。努力をして、努力した結果を自治省に持ち帰る。各方面知恵をしぼって、大都市の問題の一つなんですから、何とかこれを解決する方向へ道を見出す、こういうふうな御努力いただきたいのですが、よろしゅうございますか。

○皆川説明員 はい。

○大出委員 総務長官に最後に承りますが、公務員制度審議会はどのようなことになりましたか。

○田中事務大臣 御案内のとおり、昨年の十月二日に開きまして以来、任期も終わりました。委員の方々も今日はおられないわけでございますが、われわれといたしましては、政府の既定方針に従いまして、ぜひすみやかに再開したい、かような次第で、ただいま人事上の問題について鋭意努力いたしておる次第でございます。

○大出委員 そうすると、昨年の十月二日ということでは、任期期限切れの前日になりますね。ここで皆さん一べん再開をされたわけですね。辞表を出しておられる前田さん欠席のもとに、それで延長ということをおきめになったわけですね。これは間違いないですね。

○田中事務大臣 そうです。

○大出委員 そういたしますと、延長をおきめになって、それきりにしておくと手はないと私は思う。これは、国会でも、本会議でも政府からは、再開への努力を早急にやっていたかと思いますが、国際的な事情もございまして、たいへんまずいと私は思うのであります。そこら辺のところはいかがでございますか。

○田中事務大臣 その問題は、できるだけ早く開きたい、かような次第で私も努力いたしておる次第でございます。

○大出委員 与党の皆さんの労働関係の方々の中で、どうも公務員制度審議会なんというものを開けば、つまり労働法関係の基本的な問題、権利ですね、つまり、スト権だ云々だというような問題まで議論せざるを得なくなるんじゃないか。しかも、そういう中で、最近の全通の東京中野判決であるとか、あるいはドライヤーミッションであるとか、新しい情勢もあるから、公務員、公営企業を含めて、十べ一からげにスト権を剝奪しているという今日の事情は、そのまま押し通そうといつても、無理な状態が出てくるのではないか。ある程度のストライキ権というものを認めざるを得ない情勢にいくのではないか。だから、安易に公務員制度審議会を開くべきでないのである、しかも、本会議で開くと答弁してしまつた、また、十月二日に再開をきめてしまつたことはまことに不意である、こういう意見を呈しまして、そして、政府に定見がないままに——つまり労働法関係の基本的な問題についての定見、きまつた方針がない。ないから、そこへ出ていく使用者側である政府の代表あるいは人事局、こういうところが、運営の面からいっても、自由にもを言えなくなつていたりする。それとあわせて定見がない。だから、そういう時期に開くべきでないのだ、などという意見等が出ているのであります。長官は、一体これらの意見についてどういふふうにお考え

になりますか。

○田中事務大臣 さようなことは全くございませぬ。

それで、一日も早く開きたいと、ただいま人事の問題につきまして努力いたしております。

○大出委員 中身については触れませんが、公務員の組合の団体の方々が、長官に、賃金を上げてくれという趣旨の要求を出して、回答をいただきたいというふうなことの動きもあるように聞いております。それから、いまの公務員制度審議会のすみやかな再開ということについても、お目にかかりたいという意味の申し入れがいろいろいつていることもあるわけでありませう。しかも、二月に、長官は、すみやかに開くということをおっしゃっている。もう四月ですから、これは捨ててはおけない。そこで、辞表を出している前田会長は、この衆議院の予算委員会、辞表を提出以来今日まで心境の変化はございせんかという質問に対して、全く心境の変化はございせんかと言いつつおられる。そうすると、もうこの辺で、政府の責任で、これらを含めた処理を一口も早くお急ぎになる筋合いである。こういうことですが、そこらのところはいかがですか。

○田中事務大臣 官公労の公務員共闘の方々も私に面会を申し込まれております。おくれましたの、私が入院いたしておりました等の物理的な関係でございます。

なおまた、会長人事につきましても、私のほうといたしましては鋭意努力いたしておりますので、近いうちに必ず再開ができると思ひます。

○大出委員 たいへん前向きな御答弁でございます。おからだが悪くてお休みになつていたことも私は重々承知いたしておりますので、その点よくわかりますから、二月にお話しになりました筋で早期に再開されることをお願いするとともに、かつまた、関係の方々に早急に会っていただきたいと思ひますが、そこらはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

○田中国務大臣 はい。

○大出委員 それではひとつ早急な再開をお願い申し上げておきます。その努力をするという御回答をいただきましたから、その点を確認いたしました。私の質問を終わりたいと思います。

○三池委員 これにて質疑は終了いたしました。

○三池委員 これより討論に入りますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。総理府設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員 長官にお伺いしますが、恩給審議会の答申も得まして、その内容といいますが、恩給が新聞等に報道されておられるわけでありまして、

そこで、この恩給の本質に関する問題が早急に今後処理せられてまいらると思ふのでありますけれども、この恩給の本質について、政府として一体どのような考えをお持ちにおられるかということ、を長官にお伺いいたします。

○田中国務大臣 ただいまの御質問は、今回の恩給法改正についての本質の問題というお話でございますが、これにつきましては、恩給なるもののいろいろな精神的な見方もございしますが、同時にまた、損失補てんという一つの理念というものが貫かれてあるわけでございます。さような事態におきまして、そのやり方等々につきましては、またいろいろと論議が分かれるのでございします。

○藤尾委員 私は、この恩給の本質についてということでお伺いしているのは、この審議会の答申といひますものを考えますときに、そのものさしとして恩給というものは一体どういうふうに変わるかというものがさしがないと、審議会の答申を中心にして恩給問題といひますものの論議はできない。そこでお伺いしているわけですが、たとえば、恩給というものは一種の社会保障、生活保障であるとか、あるいは在職中の労に対する報酬なんだとか、あるいは国家に対する忠誠に対する報酬であるとか、あるいは非常に年をとられた恩給受給者という方々の所得能力といひますものがだんだん減っている、その減っているものを補てんしなければならぬという考えに立つてその恩給というものを考えていくのだとか、いろいろな説があるわけでありまして、そういうものさしがありましても、この審議会の答申といひますものも考えられない。そこでお伺いしたのでありますけれども、いま一度お答えをいただきたいと思います。

○田中国務大臣 われわれの考え方としてしましては、冒頭に申しました精神的な考え方というふうなもの、生涯に對しての精神的な考え方というふうなもの、公務員の方々に對する国としての報恩感謝の一つのシステムという考え方のほかに、あるいはまた社会保障制度的なものの考え方もございます。いろいろなございしますけれども、老後におきまして経済能力を失いました方々に對する一つの救済をしていかなくちやならないということ、は当然のことでございますが、しかしながら、社会保障制度というものは異質のものである、か

ように私は見ております。

○藤尾委員 社会保障というものと恩給というものが根本的に違ふのだ、こういう御認識なのですか。

○田中国務大臣 これはいろいろ説がございします。非常に広い意味で社会保障制度ということをおっしゃる方がございします。そういう場合には、恩給、年金というものを全部この中に包含されて言われましても、ただいま私どもの申しましたのは、狭い意味の社会保障とは異なるものと考へております。

○藤尾委員 冒頭になぜその点が非常に大事かといひますと、いま長官が御示しになりました中に入っておりますのでありますけれども、社会保障の一種であるということになりますと均等でないという点になりまして、これはそれぞれの状況によって違つたものになってくるということを含んでおられるわけでございます。その点明確にしたいと思ひましてお伺いしたのであります。お答えはけっこうであります。

その次にお伺いをいたしますが、長官のおからだもお悪いようでございますから、長官に對する質問を先にまとめていただきますから、ひとつそのようなおつもりでいただきますと思ひますけれども、今回の恩給審議会からの答申に對して、政府はどういう考え方をもちお臨みになるつもりでございますか。

○田中国務大臣 今回の恩給審議会の御答申に對しまして、審議会が二カ年間にわたりまして非常に詳細な検討を遂げていただきましたことにつきまして是非に感謝もいたし、この審議会の答申を政府といたしましては尊重いたしてまいらなくてはならないと考えておりますが、この審議会の御答申の根本になります今回の答申の問題は、調整規定の運用の問題であると心得ます。

この調整規定の問題になりますと、いわゆるスライドの問題でございます。これにはまたいろいろと議論もございしますが、御答申の、消費物

価に應じて五％程度の上下の際にこれを考慮するといったような御見解、あるいはまた、他の公務員給与との比較においてさらにこれを調整していくといったような三本の柱をお考えになりまして、これによって調整規定を運用してまいらう、こういう御答申でございました。私も、それに対して今後十分に研究いたしました上で、ぜひ答申の趣旨に沿うように全力をあげて努力いたしたい、かように考えます。なお、そのほか六十項目にわたりますいろいろな具体的な問題につきましても、尊重してまいる考えでございます。

○藤尾委員 いま長官が御述べになりましたことは非常に大事な問題が含まれておられるわけでありまして、つまり答申の趣旨というものを尊重していきたい、こういうことは処理方針として答申どおりにするということではないわけでありまして、そこに当然長官としてあるいは政府として、これはこのようにしなければならぬという処理方針がさらにいろいろつけ加えられ、あるいは考慮されてまいらるであらう、かように私は伺つたわけでありまして。と申しますのは、たとえば消費物価といふようなものをとりましても一体何が消費物価なのかという問題もありませんし、五％といふものをとりましても、五％にならぬときにおいては一体どうするかという問題も起つてくるわけでありまして。いまの恩給というものにつきましても、御案内のとおり、戦後の七、八年間というものには放置されておりましたし、また、昭和二十九年に出発をいたしましたときから後におきましても、常に現状というものを追つておきましても、常に現状というものを追つておきましても、その思いでそれぞれの改定を施してまいつたというのが実情でございまして、かりにいまの消費物価の五％というものが上がらない、かりに四・八％というふうな統計が出てきたときに、それではこれは全然考えないのかということになりますと、やはり答申には五％と書いてあるから、かりに三・八％でも、四・六％でも、そういうときにはこれはかからないのではないのかという法律解釈だつてできるわけでありまして。そういうときには、こ

○藤尾委員 いま一点だけ、ひとつ長官にこれはどうしてもお伺いしておかなければならないと思うのでありますけれども、いま一般に、俗論でありますけれども、財政硬直ということがよくいわれるのであります。そうして、その財政硬直の一つの大きな要因として恩給というものがあるんだ、恩給は財政硬直の一つの大きな原因になっておるのではないかというような論議が行なわれておるのであります。私どもといたしましては、これ

す。

○矢倉政府委員　お答え申し上げます。

実は増額につきましてはそれぞれ、先生の御指摘のようにそれなりの根拠が必要でございます。したがって、今回の改善率はどういうところから引き出したかということでございますが、この点は、御承知のように昭和四十二年の十月に改定実施を行なったのでありますが、改定実施いたしましたその改定のしかたについて、その後の物

る改善率にすべきである、この点についてはいづゆる給与等の諸要素を勘案いたしましたときに、三五％の改善率が必要であるという数字を得ましたので、最高三五％、中間位二八・五％、低いほうを二〇％という改善率にいたしましたわけでございます。

○農林委員　ただいまお答えの中に出てまいりましたように、ここで政府も非常に努力せられて、三年連続して恩給を上げておられるのですね。そ

の中で、いわゆる恩給は社会保障ではないかもしれないが、社会保障というものが充実していく中では恩給というものを、これを無縁として考えるというわけにはいかない。したがって恩給受給者の生活という問題を考えるという考え方を、審議会としても当然考えなければならぬ一つの理解の本旨としていくという立場を恩給審議会の答申の前文に今回も明確にされております。したがって、今回の審議会の答申の趣旨なるものは、先生

御指摘のように、やはり恩給受給者が他の少なくとも生活保護を受けられる人、そういう人との対照においても、十分にいわゆる経済的取得能力減損補てんという本旨をその中において考えていくべきであろう。

ただ、ここで申し上げておきたいと思ひますのは、恩給審議会でも論議になりましたのは、恩給受給者というのは、長期に公務に従事された方のいわゆる国の使用主としての責任において解決すべき課題なので、したがってそういうことが恩給の個々の改善策の中にあつてはならぬべきであるまい。こういうところから実は調整規定等につきましても、ほかのそれぞれの社会保障制度の中にも類似的規定はあるわけですが、やはり恩給というものの緊急性から考えると、他のそれぞれの制度の運用をまづまでもなく調整規定のあり方を明確にしていくなければならぬ、かような点が今回の二条の二の運用のあり方にも示されたのではなからうか、かように考えます。

○藤尾委員 いまの御答弁の中にも示されておるわけで、私も非常に安心しますのでありますけれども、一つの例を退職公務員にとりましようか。そうしますと、永年つとめられて退職をせられた小学校の校長さんとか郵便局長さんとかという方々が、現在ほんとうに月に一万円にも満たない恩給をもらつておられるわけですね。しかしながらその昔一応の待遇を持っておられたという点のために、持ち家があるというときには生活保護が受けられない。しかしながら物価がどんどん上がつていって、恩給がその物価にとても追いついていかないうちの現状において、その恩給でしか食えない方、生活できない方の中にはおられるわけですね。そういう方々に対しては、一般的な通念だけでこれを一体処理していいものだろうかという問題がまた別個に起こつてくると思ひますが、こういう問題についてはどうお考えになつておられますか。

○矢倉政府委員 先生の御指摘のように、恩給受給者というのは、かつてたといは文官であれば校

長あるいは学校の先生として非常に尊敬を受けた方々であります。この人たちが退職後どのような生活をしておられるかという点については、国民感情に与える影響も非常に大ききうございします。したがって、私たち政府側といたしましては、恩給受給者のこういうふうな生活の実態というものを目をとおすわけにはいかぬ。こういう点につきましても、実は恩給審議会もそういう事情をつぶさに知るために地方に出かけまして、いま御指摘のようないわゆる涙の出るようなかつての先生方の話もお聞きになりました。したがって政府側の考える点と審議会とは、その意味において同じ立場で考えるという意識をかなり高められて今回の考へ方に相なりました。したがって政府側もこういう問題の取り上げ方は、先生の御指摘のように、出来はそういう身分をお持ちの方々である、そういう点に着目して、できる限りの恩給の改善措置を考えていくべきである、こういうことで努力をしておりますのであります。実は遺憾ながら必ずしも期待どおりにまいっていない、そういうところから先生御指摘の考へがあらわれているように考えます。したがって今後審議会の趣旨も十分に取り入れ、これらの問題に対する解決策を用意してまいらなければならぬだろう、かように考えております。

○藤尾委員 非常にけっこうなお考へで、私も安心をするのでありますけれども、大体御案内のとおりで、四十二年度の予算で申し上げますと、恩給の予算額とこれをもらう人員というものを考えますと、金額にいたしまして平均しますと六万七千円、月額に直しますと平均いたしますと五千六百円、こういうのがいまの恩給の実態であるということがこの考へ方のスタートにならなければいけません。そういうことが非常にいまの物価騰貴とあるいは恩給の使い方、これも調査ができておると思うのでありますけれども、そういうものとは比べてみて、このスタートにおいてもすでに相当な狂いが出てきておるという考へ方で出発をしていただきますと、一応いまの考へ方

を基礎にして、今後消費者物価の水準を、五％に上つたならば調整規定を運用してこれにスライドしていくのだという考へ方でもやられたのでは、私は恩給の本質からいって、それは国の当然行なうべき措置として受当なものであるとはいひがたい、かように思ふのです。この点はいわゆる予算時期になりますと、遺族会にいたしましたも、あるいはそれぞれの退職公務員にいたしても、それぞれの団体が、別にデモをやるわけでもなければ投石するわけでもないのです。陳情されてもその陳情が何か圧力であるのかとき印象をもつて受けとめられて、何か圧力団体によつて恩給がここのようになったんだとかというふうなたぐいの評価を受けておる。これは非常に不当な評価である。その評価を変えるような実際の措置を政府が当初においておとりになつていただきたいと思います。そういう非常に非常にお気の毒な方々に対しては、政治というものがどのように働いておるのだということを、私も逆になかなかの軽重を問われてもしかたがないと思ふのです。その点を、これは行政的な面で、われわれの立場とは違ひますけれども、あなたは長年恩給問題を取り扱つておられて、現状を顧みてどのように考へておられるのかということ、これは感想でけつこうでございしますので、ひとつ……。

○矢倉政府委員 確かに先生の御指摘のように、いわゆる予算の面と、それから受給者の年限割合からまいりますと、金額にいたしまして、いま御指摘のように月額五千四百円という、額としても、決して世間でお騒ぎになるような額のものではない、むしろ逆に非常に恩給額が少ないんじゃないかという印象のほうが強かろうと思ふのです。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕
ただ、ちよつとお断わりを申し上げなければならぬのは、先生も御承知のように、恩給の制度の立て方が、いわゆる恩給受給者の勤続年数と、それからその方の最終俸給が一応基礎になつて、その後それをそのままに維持するということは恩給の意味をなしませんので、そこで実質価値の保持という形で恩給の額の調整をそれぞれいたしてまいつております。したがって、年限の非常に短い方がおられるということが、平均額においてかなり低い額を示しておるという実態もございします。しかし、そう申すものの、やはり恩給というものを、先ほど来申し上げておりますやうな、また先生の御指摘のやうな恩給の本旨からわきまえていきますと、これでいいとはいへない。したがって、恩給額についてそういうふうな問題を切実に感じておられる恩給受給者が自分たちの実情を訴えるということが圧力だともいへるなら、これはもう圧力でないといわなければならぬし、切実な訴えをすることのできるのは、今日のいわゆる言論の自由のある中では、必然的に自分たちの生活実態を訴えるというその訴え方に問題があるという指摘のしかたは、私たち感想としては、むしろそれを払拭していくべきだ、かように考えるわけでございします。

○藤尾委員 いまのおこぼで十二分に満足をするのでありますけれども、なるほど勤続年限に従つて恩給というものは考へられておる。そうすると、たとえば高級職業軍人というやうなものの場合を考へてみましても、昔の中将の方でいま受けておられます金額が、年額にいたしまして三十五万三千六百六十六円ですが、中佐の方で二十一万七千九百二十五万四千九百四十三円、こういうことになつておられるわけですね。そうすると、こういう方々の受けておられます恩給といふものが、生活保護を受けておる一家と比べて、実際問題として全然変わらぬわけでしょう。これが生活保護を受けておられます一家が四大家族の場合には年間大体三十五万円くらいになると、いうことになつますと、恩給というものの対するもの考へ方が、いま言つておられるやうなものなものであつて、この点は十二分に頭を變えていただかなければならぬところだと思ふのです。別にお答えは要りませんが、私ども、私の設問に間違いがあるといひません

から、どのように考えられるか、いま一度御見解を伺いたい。

○矢倉政府委員 確かに、軍人恩給にいたしましたも、職業的におやりになった方はそれだけの勤続年限があるわけですから、その勤続年限のある人、あるいは学校の先生にいたしましても、たとえば古く御退職になった方々は、今日で直してみますと、かなり低い恩給額というふうに、これは一般的、常識的に感覚としてあらうと思えます。したがって、そういう点についても何らかの補正が可能になる範囲は、御承知のように、いろいろな措置をこれまで講じてまいりましたのでありますが、しかしこの点については、十分にまいっているということには言いかねる点がございします。したがって、今回の審議会の答申の中にも、さような点について若干の項目にわたっての是正の是認をいたしておる、かような点がございします。われわれは、審議会の答申のそれらをどういうふうに生かしていくか、今後にかかる問題ではなからうか、かように考えております。

○藤尾委員 そうすると、今度いよいよ恩給審議会の答申に基づく問題に入っていくわけでありますけれども、調整規定を運用する場合に、そのしわ寄せというものは、これは一々立法化する必要があるのですか。

○矢倉政府委員 恩給審議会の答申によりまして、この点につきましては、制度化をするという、そういう措置によつてこの調整規定の運用のあり方を、一応政府としても明確にその措置ができるような根拠を明らかにしている、こういうことに相なっておりますので、さような点について今後のあり方を検討してまいる、かようなことにならうかと存じます。

○藤尾委員 またもとに戻つて、消費者物価5%ということにめどが出されておるようでありますけれども、5%といふものの根拠は一体何ですか。

○矢倉政府委員 消費者物価5%というこの審議会の答申が出されましたのは、改定につきまして

はやはり一定の基準がなければならぬまい、その基準がないと、改定そのものが非常にばく然としてしまふので、そこで5%という線を出されたのであります。この5%は、御承知のように、国家公務員の給与改善につきまして、国家公務員法第二十八条の規定の中に、いわゆる5%以上の公務員給与の改善を必要とする場合には人事院は勧告をもつてこの改善のあり方を実現するようという基本的な考え方が示されております。そこで、恩給受給者もかつて公務員だといふところに目を向けまして、ここに審議会は5%という線を打ち出すといふことをせられたのであります。

○藤尾委員 そうすると、公務員給与等は、この場合は考えられないわけですか、要素として。

○矢倉政府委員 この審議会の答申は、いわゆる消費者物価はつまり不可欠の要件だといふことで示されておりました。したがって、5%のこの消費者物価については、政府側としては、これを實現していくという意味においてこれを義務づけられるという点が非常に強い感覚で示されております。しかし二条の二という調整規定には、国家公務員給与という問題もございします。それから国民の生活水準という問題も示されております。したがって政府側はこれらのもう二つの柱について、政府の責任においてこれらの公務員給与についても、いわゆる生活上分といふ考え方でその問題についての考慮を払うべきであるといふ示し方をいたしておるわけでございます。

○藤尾委員 時間も長くなりましたので、幾ら聞いたつて切りがないので、今度恩給審議会の会長さんをお呼びになつてその話を承り、各党からの御質問も行なわれるようでありますから、その際に詳しいことを申し上げます。

最後に一問お伺いをいたしておきますが、今回の答申において示された調整規定といふものは、その運用は、一体いつからなるおつもりですか。

○矢倉政府委員 調整規定の運用につきましては、いわゆる規定そのものをどういうふうにして

いきますかという点について、なお検討を要する問題がございします。その調整規定の実施の時期は当然のことではあります。この制度の立て方とからんでまいりますので、なお政府側においては今後のできるだけ早い時期にその問題についての結論を出してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○藤尾委員 それではもう予鈴も鳴つたようでございますから、さらに質問もたくさんございしますけれども、それはそれといたしまして、本日の質問はこれで一応打ち切ります。

○浦野委員長代理 次回は来たる十八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

昭和四十三年四月二十日印刷

昭和四十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局